



(1) 計画修正の考え

○防災基本計画等による修正

- ・能登半島地震の対応を含む近年の地震災害、台風や洪水等による風水害や土砂災害等を踏まえ行われた防災基本計画の修正を反映
- ・各災害事例を踏まえてまとめられた報告やガイドラインを踏まえて修正

○本市や各防災関係機関の取組等を踏まえた修正

- ・本市や各防災関係機関の取組等を踏まえ、地域の防災対策をより一層推進するために修正



(2) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援の検討

在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者に対する支援や避難スペース等の検討、被災者支援に係る情報の提供に関する旨を追加

計画書：地震 第3章第1節第3、第4章第6節第2、第4章第6節第5、第5章第2、
第5章第6節第3、第5章第6節第8、第5章第9節、第5章第9節第5、
風水 第3章第1節第2、第4章第4節、第4章第4節第6、第4章第4節第10、
第5章第2、第5章第4節第3、第5章第4節第8



茅ヶ崎市地域防災計画(修正素案)について

(2) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○災害支援ナースの充実・強化

被災者の健康の維持・確保に必要な看護の提供や現地看護職員等への支援活動を行う災害支援ナースについて追加



熊本地震(2016年)



東日本豪雨(2015年)



(2) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○消防団の活動に関する環境づくりと大規模災害に備えた整備の推進

- ・ 消防団への加入促進を図るため、消防団への理解を深めるとともに消防団員がやりがいを持ちながら活動できる環境づくりを進める旨を追加
- ・ 大規模災害に備えた資機材や車両、拠点施設等の充実強化を図る旨を追加





茅ヶ崎市地域防災計画(修正素案)について

(2) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○自治体支援

応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等の整備を進める旨を追加



応援職員の宿泊場所として使用されたキャンピングカー

(能登半島地震／出典：朝日新聞)

東横INN茅ヶ崎市役所



「災害時における施設利用の協力に関する協定」を締結



茅ヶ崎市地域防災計画(修正素案)について

(2) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○避難所運営

避難所での生活環境を確保するため、トイレカー等の設置に配慮する旨を追加





茅ヶ崎市地域防災計画(修正素案)について

(2) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○避難所運営

被災時における家庭動物（ペット）の飼養有無による
ニーズの違いに配慮する旨を追加



計画書：地震 第2章第2節第1、第4章第6節第2、
第4章第8節第1、第5章第6節第3
風水 第2章第2節第1、第4章第4節第6、
第4章第8節第1、第5章第4節第3





(2) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○避難所運営

避難所運営体制の強化の観点から、避難所内のレイアウト等を平時から予め検討しておくことを追加





茅ヶ崎市地域防災計画(修正素案)について

(2) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○物資調達・輸送

物資拠点の確保だけでなく、効率的な運営や必要資機材の確保に努める内容に修正



出典：ヤマト運輸、佐川急便

運送事業者の
ノウハウ活用



計画書：地震 第4章第9節第7

風水 第4章第9節第7



(2) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○その他

過去の大規模災害を後世へ適切に伝達するために、自然災害伝承碑の持つ意味を正しく伝達する旨を追加





茅ヶ崎市地域防災計画(修正素案)について

(2) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○その他

災害時の緊急輸送において、機動的かつ効果的な活用が期待されるヘリコプター等の航空機を積極的に使用する内容に修正



出典：陸上自衛隊





茅ヶ崎市地域防災計画(修正素案)について

(2) 各計画に共通する主な修正

イ 市及び関係機関の取組、防災関係機関からの意見、その他時点修正

○災害時医療救護活動及び保健活動に関する記載の見直し

市保健所における災害時の医療救護および保健活動の記載を実体に則した内容に修正

計画書：地震 第4章第4節第2
第4章第4節第4
第5章第4節第1～
風水 第4章第6節第4
第5章第6節第1～





(2) 各計画に共通する主な修正

イ 市及び関係機関の取組、防災関係機関からの意見、その他時点修正

○食事に配慮が必要な方に関すること

摂食嚥下困難者等、災害時において食事に配慮が必要となる要配慮者等への自己備蓄品、非常時持出品について追加



(3) 風水害対策計画の主な修正

ア 市及び関係機関の取組、防災関係機関からの意見、その他時点修正

○大雨警報・注意報（土砂災害）の発表基準の修正

大雨警報（土砂災害）における土壌雨量指数について、令和6年5月23日に横浜地方気象台が改定した基準一覧表の数値に基づいて修正

警報	大雨(浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数 土壌雨量指数	15 115
注意報	大雨	表面雨量指数 土壌雨量指数	11 83



警報	大雨(浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数 土壌雨量指数	15 113
注意報	大雨	表面雨量指数 土壌雨量指数	11 83



今後の主なスケジュール

- 6年11月26日～12月25日 パブリックコメント手続きを実施
- 7年1月下旬 パブリックコメントの結果公表
- 7年2月6日 茅ヶ崎市防災会議
- 7年2月下旬 計画の改定版の作成

茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表（修正素案）

新	旧
第1章 地震災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 (略) 第2 社会的条件 1 人口※ 本市の人口は、令和〇年〇月〇日現在〇〇〇, 〇〇〇人であり、1 k m²当たりの人口密度は、およそ〇, 〇〇〇人です。(※修正時点の直近の数値を反映)	P 5 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 (略) 第2 社会的条件 1 人口 本市の人口は、令和6年2月1日現在245, 647人であり、1 k m²当たりの人口密度は、およそ6, 869人です。
第1章 地震災害対策の計画的な推進 第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割 (略) 第1 市及び県の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 県 (略) (2) 湘南地域県政総合センター（県湘南現地災害対策本部） ア 略 イ 略 ウ 略 エ 所管区域内の市町村の支援ニーズの把握及び本部への報告に関すること オ 略 カ 所管区域内の市町村及び関係機関等の連絡調整に関すること キ 所管区域外からの災害応急支援要請に係る調整に関すること (略) (3) 藤沢土木事務所（県湘南現地災害対策本部第2土木部） (略) (4) 県衛生研究所（県湘南現地災害対策本部第4保健福祉部） (略)	P 1 4 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割 (略) 第1 市及び県の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 県 (略) (2) 湘南地域県政総合センター（県湘南現地災害対策本部） ア 略 イ 略 ウ 略 エ 所管区域内の市町の支援ニーズの把握及び本部への報告に関すること オ 略 カ 所管区域内の市町及び関係機関等の連絡調整に関すること キ 所管区域外からの災害応急支援要請にかかる調整に関すること (略) (3) 藤沢土木事務所（県湘南現地災害対策本部第2土木部） (略) (4) 県衛生研究所（県湘南現地災害対策本部第4保健福祉部） (略)

新	旧
第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略) (5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ 略 <u>キ 復旧・復興に関する業務</u> <u>ク 防災・減災に関する業務</u> (略)	第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略) (5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ 略 <u>キ (新設)</u> <u>ク (新設)</u> (略)
第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 (略) 第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画政策部、くらし安心部、都 <u>市部、保健所</u> (略) 2 家庭における防災対策等の普及・啓発 市は、市民等に対して、食料・飲料水等の備蓄<u>や避難時のペット用品等の 備蓄</u>、住宅の耐震診断や耐震補強、家具の転倒防止、危険ブロック塀の倒壊 防止、保険・共済等の加入による生活再建に向けた事前の備え等の家庭での 安全対策、<u>及び</u>大地震発生時の身を守る行動や家族との連絡方法、親戚・知 人宅等の自主的な避難先の確保や避難時の注意事項等、災害時の行動につい て周知します。 (略) 第8 災害教訓の伝承 関係部、関係機関 市及び関係機関は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝 えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料	P30 第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 (略) 第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画政策部、くらし安心部、都 <u>市部</u> (略) 2 家庭における防災対策等の普及・啓発 市は、市民等に対して、食料・飲料水等の備蓄、住宅の耐震診断や耐震補 強、家具の転倒防止、危険ブロック塀の倒壊防止、保険・共済等の加入によ る生活再建に向けた事前の備え等の家庭での安全対策や、大地震発生時の身 を守る行動や家族との連絡方法、親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保や 避難時の注意事項等、災害時の行動について周知します。 (略) 第8 災害教訓の伝承 関係部、関係機関 市及び関係機関は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝 えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料

新	旧
を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めます。<u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑等が持つ意味を正しく伝えていくよう努めます。</u> (略)	を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めます。<u>(新設)</u> (略)
第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 自己備蓄の推進 (略) 第1 自己備蓄の推進 くらし安心部 (略) 3 その他の主な非常時持出品 女性や要配慮者は、避難生活を送る上で必要な持出品を準備しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。 また、食物アレルギーをお持ちの方<u>や宗教上の理由等で食事に配慮が必要な方</u>も、自分に適した食料を普段から備蓄しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。 (略) (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 <u>(5) その他、食事に配慮が必要な方</u> <u>ア 疾病等に応じた特殊栄養食品（アレルギー対応食品、摂食嚥下困難対応食品等）</u> <u>イ その他特殊食品（ハラル食等）</u> <u>(6) ペットのいる家庭</u> (略) <u>(7) 感染症対策</u> (略)	P 3 3 第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 自己備蓄の推進 (略) 第1 自己備蓄の推進 くらし安心部 (略) 3 その他の主な非常時持出品 女性や要配慮者は、避難生活を送る上で必要な持出品を準備しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。 また、食物アレルギーをお持ちの方も、自分に適した食料を普段から備蓄しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。 (略) (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 <u>(新設)</u> <u>(5) ペットのいる家庭</u> (略) <u>(6) 感染症対策</u> (略)
第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化	P 3 5 第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化

新	旧
(略) 【現状】 ○市には、現在1消防団本部と22分団(定員427人)が組織され、4地区(茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出)に分かれて活動を行っています。(令和6年4月1日現在) ○市内には、令和6年4月現在、135自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成13年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和7年2月現在、<u>〇, 〇〇〇</u>名(うち女性<u>〇〇〇</u>名)の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。 (略) 第1 消防団の強化 消防本部、消防団 1 消防団への加入促進 市は、消防団への加入の促進を図るため、防災訓練等における消防団との連携、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の啓発、各種イベント等での消防団の活動内容の紹介や歴史的・伝統的価値の再認識などにより、消防団に対する地域住民の理解を<u>深めるとともに、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進める</u>よう努めます。 2 消防団の装備の改善 市は、消防団の装備について「消防団の装備の基準(昭和63年消防庁告示)」を踏まえ、安全対策、救助、情報通信等の整備の充実強化を図っていきます。<u>なお、整備の充実強化にあたり、大規模災害に備えた資機材や車両、拠点施設等の整備を進めるよう努めます。</u> (略) 第4 防災リーダーの養成 くらし安心部 (略) 2 防災リーダーの活動 防災リーダーは、<u>自分たちの地域は自分たちで守る</u>という「共助」の取り組みである自主防災組織の一員として、平常時には地域住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導などの役割を担うとともに、災害時には情報の収集伝達活動、初期消火活動、救助・救急活動、応急救護活動、避難誘導、避難所	(略) 【現状】 ○市には、現在1消防団本部と22分団(定員427人)が組織され、4地区(茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出)に分かれて活動を行っています。(令和5年4月1日現在) ○市内には、令和5年4月現在、135自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成13年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和6年2月現在、<u>2, 686</u>名(うち女性<u>776</u>名)の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。 (略) 第1 消防団の強化 消防本部、消防団 1 消防団への加入促進 市は、消防団への加入の促進を図るため、防災訓練等における消防団との連携、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の啓発、各種イベント等での消防団の活動内容の紹介や歴史的・伝統的価値の再認識などにより、消防団に対する地域住民の理解が深まるよう努めます。 (略) 2 消防団の装備の改善 市は、消防団の装備について「消防団の装備の基準(昭和63年消防庁告示)」を踏まえ、安全対策、救助、情報通信等の整備の充実強化を図っていきます。 (略) 第4 防災リーダーの養成 くらし安心部 (略) 2 防災リーダーの活動 防災リーダーは、<u>自らの地域は自らで守る</u>という「共助」の取り組みである自主防災組織の一員として、平常時には地域住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導などの役割を担うとともに、災害時には情報の収集伝達活動、初期消火活動、救助・救急活動、応急救護活動、避難誘導、避難所

新	旧
避難所の開設・運営等の地域の防災活動において、中心的な役割を担います。 (略)	の開設・運営等の地域の防災活動において、中心的な役割を担います。 (略)
第2章 災害に強い組織・人づくり 第6節 防災訓練の実施 (略) 第7 災害警備訓練 茅ヶ崎警察署 警察は、 <u>南海トラフ地震臨時情報発表</u> 時及び地震災害発生時における災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救出救助、交通規制等の訓練を実施します。 (略)	P 4 3 第2章 災害に強い組織・人づくり 第6節 防災訓練の実施 (略) 第7 災害警備訓練 茅ヶ崎警察署 警察は、 <u>東海地震の警戒宣言発令</u> 時及び地震災害発生時における災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救出救助、交通規制等の訓練を実施します。 (略)
第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保 (略) 第3 避難場所等の指定 くらし安心部、市民部、経済部、文化スポーツ部、福祉部、教育総務部、教育推進部 (略) 2 指定避難所の指定 (1) 指定一般避難所 (略) ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ 公共施設であること。なお、指定管理施設にあつては指定管理者との避難所開設時の役割分担が明確になっていること 本市では、市域に分散配置されており、住民に身近な公立小中学校(32校)を災害対策地区防災拠点と定め、そこを指定避難所として、被災者の避難生活を送る施設とするほか、災害情報の受伝達の拠点、在宅避難者 <u>や車中泊避難者等の避難所外避難者</u> も含めた救援物資を配布する	P 4 8 第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保 (略) 第3 避難場所等の指定 くらし安心部、市民部、経済部、文化スポーツ部、福祉部、教育総務部、教育推進部 (略) 2 指定避難所の指定 (1) 指定一般避難所 (略) ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ 公共施設であること。なお、指定管理施設にあつては指定管理者との避難所開設時の役割分担が明確になっていること 本市では、市域に分散配置されており、住民に身近な公立小中学校(32校)を災害対策地区防災拠点と定め、そこを指定避難所として、被災者の避難生活を送る施設とするほか、災害情報の受伝達の拠点、在宅避難者 <u>等の避難所外避難者</u> も含めた救援物資を配布する拠点等として活

新	旧
拠点等として活用します。 (略)	用します。 (略)
第3章 災害に強いまちづくり 第3節 建築物等の防災対策 (略) 第6 その他安全対策 くらし安心部、都市部 1 ブロック塀等の倒壊防止対策 市は、災害時に倒壊の危険性があるブロック塀や石塀を生垣へ転換及び改修等の指導を行い、地域の安全性の向上を図ります。 (略)	P 5 3 第3章 災害に強いまちづくり 第3節 建築物等の防災対策 (略) 第6 その他安全対策 くらし安心部、都市部 1 ブロック塀等の倒壊防止対策 市は、災害時に倒壊の危険性があるブロック塀、石塀の生垣への転換及び改修等の指導を行い、地域の安全性の向上を図ります。 (略)
第3章 災害に強いまちづくり 第7節 事前復興対策 日本各地では阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震、東日本大震災、熊本地震、そして能登半島地震等、度重なる大規模地震災害に見舞われてきました。 (略) 第1 復興事前準備の推進 都市部 (略) 1 <u>事前復興まちづくり計画</u>の策定 (略) そのため、災害時に速やかに復興計画を策定するための事前対策として、被災後の混乱した状況下においても、市職員が円滑に復興業務を行えるようマニュアル整備を進める他、市民や市民団体、企業等の意見を踏まえながら、事前に準備しておくべき事項を整理し、<u>事前復興まちづくり計画</u>の策定に取り組みます。 (略)	P 5 9 第3章 災害に強いまちづくり 第7節 事前復興対策 日本各地では阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震、東日本大震災そして熊本地震等、度重なる大規模地震災害に見舞われてきました。 (略) 第1 復興事前準備の推進 都市部 (略) 1 <u>事前復興計画</u>の策定 (略) そのため、災害時に速やかに復興計画を策定するための事前対策として、被災後の混乱した状況下においても、市職員が円滑に復興業務を行えるようマニュアル整備を進める他、市民や市民団体、企業等の意見を踏まえながら、事前に準備しておくべき事項を整理し、<u>事前復興計画</u>の策定に取り組みます。 (略)
第4章 平常時の対策 第4節 医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 (略)	P 6 9 第4章 平常時の対策 第4節 医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 (略)

新	旧
○令和 <u>6</u> 年 3 月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が <u>〇, 〇〇</u> <u>〇</u> 人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。 (略) 第 2 初動医療体制の整備 <u>保健所、市立病院、医療関係団体、医療機関、薬品会社</u> (略) 第 4 保健師による活動体制の整備 <u>保健所、市保健師</u> <u>保健所</u> は、災害時にその専門性を最大限に発揮し、迅速かつ円滑に被災者に対する医療救護活動や保健活動を行えるよう「災害時保健師活動マニュアル」を作成するとともに、日頃から医療関係団体等と連携し、活動体制を整備します。 (略)	○令和 <u>5</u> 年 3 月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が <u>1, 7 3</u> <u>3</u> 人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。 (略) 第 2 初動医療体制の整備 <u>保健所、市保健師、医療関係団体、医療機関、薬品会社</u> (略) 第 4 保健師による活動体制の整備 <u>保健所、市保健師</u> <u>市保健師</u> は、災害時にその専門性を最大限に発揮し、迅速かつ円滑に被災者に対する医療救護活動や保健活動を行えるよう「災害時保健師活動マニュアル」を作成するとともに、日頃から医療関係団体等と連携し、活動体制を整備します。 (略)
第 4 章 平常時の対策 第 6 節 避難対策 【現状】 ○略 ○略 ○市では、新型コロナウイルス感染症 <u>流行時の経験</u> を踏まえ、避難所となる公立小・中学校等に感染症対策用品の備蓄を進めるとともに、避難者の動線、ゾーニング等について各避難所でマニュアルを定めています。 (略) 第 2 避難所運営体制の強化 <u>くらし安心部、文化スポーツ部、保健所、配備職員、自主防災組織</u> 1 避難所運営体制の強化 大規模な災害発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが想定されます。そのため、市は、<u>あらかじめ避難所内のレイアウト等を検討しておくほか</u>、災害対策地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者で避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所	P 7 4 第 4 章 平常時の対策 第 6 節 避難対策 【現状】 ○略 ○略 ○市では、新型コロナウイルス感染症 <u>を含む感染症対策</u> を踏まえ、避難所となる公立小・中学校等に感染症対策用品の備蓄を進めるとともに、避難者の動線、ゾーニング等について各避難所でマニュアルを定めています。 (略) 第 2 避難所運営体制の強化 <u>くらし安心部、文化スポーツ部、保健所、配備職員、自主防災組織</u> 1 避難所運営体制の強化 大規模な災害発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが想定されます。そのため、市は、災害対策地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者で避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本

新	旧
運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。 (略) 2 避難所運営マニュアルの見直し 市は、円滑な避難所の運営を行うため、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考にし、次の主な項目を中心に避難所運営マニュアルを見直します。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) <u>在宅避難者や車中泊避難者等</u>の避難所外避難者への支援対策 (略) 5 ペット対策の周知・啓発 避難所では、ペットの世話やペットフード、飲み水、ケージ等の確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うこととなります。 市は、災害発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発するとともに、<u>ペットの有無による被災時等におけるニーズの違いに配慮し</u>、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。 (略) 第5 <u>在宅避難者や車中泊避難者等</u>の避難所外避難者へ対する支援 くらし安心部、保健所 災害発生時には、<u>在宅避難者や車中泊避難者等</u>の避難所外避難者等が多く発生することが想定されます。 市は、<u>在宅避難者や車中泊避難者等</u>の避難所外避難者等の把握及び支援、<u>避難スペース等の検討</u>、食料・救援物資の配布、健康対策の予防方法等の	的事項を確認します。 (略) 2 避難所運営マニュアルの見直し 市は、円滑な避難所の運営を行うため、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考にし、次の主な項目を中心に避難所運営マニュアルを見直します。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) <u>在宅避難者や</u>避難所外避難者への支援対策 (略) 5 ペット対策の周知・啓発 避難所では、ペットの世話やペットフード、飲み水、ケージ等の確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うこととなります。 市は、災害発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。 (略) 第5 <u>在宅避難者</u>、避難所外避難者へ対する支援 くらし安心部、保健所 災害発生時には、避難所外避難者等が多く発生することが想定されます。 市は、避難所外避難者等の把握及び支援、食料・救援物資の配布、健康対策の予防方法等の周知、市外へ避難した市民（以下「市外避難者」という。）の把握等の支援体制の整備を図ります。 (略)

新	旧
周知、市外へ避難した市民（以下「市外避難者」という。）の把握等の支援体制の整備を図ります。 (略)	
第4章 平常時の対策 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策 (略) 第1 保健衛生・防疫対策 環境部、下水道河川部、保健所 (略) 6 トイレ対策 市は、災害時においても衛生状態を保持するため、速やかに<u>仮設トイレ等</u>を設置できるよう避難所等での備蓄を進めます。 また、し尿収集委託業者や<u>仮設トイレ等</u>のリース業者から、速やかに<u>仮設トイレ等</u>を調達できるよう体制を整備するとともに、マンホールトイレの普及・整備を進めます。 7 ペット対策 (略) また、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、飼い主による責任を基本とした同行避難及び避難所での飼養管理、放浪動物の保護や負傷動物等の救護体制を整備するとともに、<u>ペットの有無による被災時等におけるニーズの違いに配慮し、</u>必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。 (略)	P 7 9 第4章 平常時の対策 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策 (略) 第1 保健衛生・防疫対策 環境部、下水道河川部、保健所 (略) 6 トイレ対策 市は、災害時においても衛生状態を保持するため、速やかに<u>仮設トイレ</u>を設置できるよう避難所等での備蓄を進めます。 また、し尿収集委託業者や<u>仮設トイレ</u>のリース業者から、速やかに<u>仮設トイレ</u>を調達できるよう体制を整備するとともに、マンホールトイレの普及・整備を進めます。 7 ペット対策 (略) また、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、飼い主による責任を基本とした同行避難及び避難所での飼養管理、放浪動物の保護や負傷動物等の救護体制を整備するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。 (略)
第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 (略) 第7 物資供給体制の整備 くらし安心部、経済部、神奈川県トラック協会 (略) 4 <u>物資拠点および効率的な運営体制の確保</u> 市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資拠点から避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、	P 8 1 第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 (略) 第7 物資供給体制の整備 くらし安心部、経済部、神奈川県トラック協会 (略) 4 <u>物資拠点の確保</u> 市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資拠点から避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、

新	旧
適切な物資拠点を選定しておきます。 <u>また、物資拠点の効率的な運営を実現するため、運送事業者等と協定を締結し、運営に必要な人員や資機材等の確保に努めます。</u> (略)	適切な物資拠点を選定しておきます。 (略)
第4章 平常時の対策 第10節 教育・保育対策 【現状】 ○略 ○略 ○略 ○市には指定等文化財として、令和<u>6</u>年4月1日時点で国指定○件、県指定○件、市指定○○件、国登録○件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。 (略)	P 8 4 第4章 平常時の対策 第10節 教育・保育対策 【現状】 ○略 ○略 ○略 ○市には指定等文化財として、令和<u>5</u>年4月1日時点で国指定<u>5</u>件、県指定9件、市指定31件、国登録7件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。 (略)
第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策 (略) 第4 緊急通行車両の事前の確認申出 経営総務部、各部 1 緊急通行車両 緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。 (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示 (2) 消防、水防その他の応急措置 (3) 被災者の救難、救助その他の保護 (4) <u>災害を受けた児童及び生徒の応急教育</u> (5) <u>施設及び設備の応急復旧</u> (6) <u>廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生</u> (7) <u>犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持</u>	P 8 7 第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策 (略) 第4 緊急通行車両の事前の確認申出 経営総務部、各部 1 緊急通行車両 緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。 (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示 (2) 消防、水防その他の応急措置 (3) 被災者の救難、救助その他の保護 (4) <u>施設及び設備の応急復旧</u> (5) <u>清掃、防疫その他の保健衛生</u> (6) <u>犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持</u> (7) <u>緊急輸送の確保</u>

新	旧
(8) <u>緊急輸送の確保</u> (9) <u>災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置</u> (略)	(8) <u>応急教育の実施</u> (9) <u>その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置</u> (略)
第4章 平常時の対策 第16節 広域応援・受援体制の充実強化 (略) 【課題】 ○東日本大震災や熊本地震、<u>能登半島地震</u>において、被災市町村では他自治体からの支援や広域応援部隊等の受入体制が十分に整備されておらず、多くの混乱が生じました。 ○ 略 ○「広域応援・受援体制の確立」のため、応援活動の拠点<u>や宿泊場所</u>となる施設や空間等の整備・拡充が必要です。 (略) 第2 受援体制の整備 くらし安心部 (略) <u>3 宿泊施設等の整備</u> <u>市は、他自治体や広域応援部隊等の応援を円滑に受け入れるため、応援職員等が宿泊できるホテルや旅館、公共施設等の空きスペース等の宿泊場所の整備を進めます。</u>	P 9 4 第4章 平常時の対策 第16節 広域応援・受援体制の充実強化 (略) 【課題】 ○東日本大震災や熊本地震において、被災市町村では他自治体からの支援や広域応援部隊等の受入体制が十分に整備されておらず、多くの混乱が生じました。 ○ 略 ○「広域応援・受援体制の確立」のため、応援活動の拠点となる施設や空間等の整備・拡充が必要です。 (略) 第2 受援体制の整備 くらし安心部 (略) <u>3 (新設)</u>
第5章 災害時の応急対策活動 災害応急対策活動の方針等 (略) 第2 主要な災害応急対策の基本的な考え方 (略) 6 避難対策 災害から住民等を保護するため、避難先を確保し安定した避難所運営を行うことで、被災者の生活環境の確保を図ります。 なお、この際、要配慮者の状況に十分配慮しながら、避難所避難者、<u>在宅</u>	P 1 0 3 第5章 災害時の応急対策活動 災害応急対策活動の方針等 (略) 第2 主要な災害応急対策の基本的な考え方 (略) 6 避難対策 災害から住民等を保護するため、避難先を確保し安定した避難所運営を行うことで、被災者の生活環境の確保を図ります。 なお、この際、要配慮者の状況に十分配慮しながら、避難所避難者、<u>在宅</u>

新	旧
<u>避難者や車中泊避難者等</u>の避難所外避難者及び帰宅困難者等の被災者のニーズを踏まえた給食・給水、救援物資等の確保及び配布等の支援を行います。 (略) 1 3 ライフライン等の応急復旧活動 二次災害を防止し、被災者の日常生活を確保するため、ライフライン事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、被害状況を踏まえ、<u>道路管理者を含む</u>行政機関等と連携を図りながら応急対策を実施します。 なお、ライフライン施設の復旧に当たっては、防災関係機関、医療施設、福祉施設、避難施設などの施設を優先的に実施します。 (略)	<u>避難者等</u>の避難所外避難者及び帰宅困難者等の被災者のニーズを踏まえた給食・給水、救援物資等の確保及び配布等の支援を行います。 (略) 1 3 ライフライン等の応急復旧活動 二次災害を防止し、被災者の日常生活を確保するため、ライフライン事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、被害状況を踏まえ、行政機関等と連携を図りながら応急対策を実施します。 なお、ライフライン施設の復旧に当たっては、防災関係機関、医療施設、福祉施設、避難施設などの施設を優先的に実施します。 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第2節 災害情報の受伝達 (略) 第2 災害時の広報 総括・情報班、企画政策部、くらし安心部、消防部、防災関係機関 (略) 2 広報手段 (略) (4) 避難所での<u>チラシ等</u>の配布又は壁新聞等の掲示 (略) 3 市が行う広報連絡系統図	P 1 1 1 第5章 災害時の応急対策活動 第2節 災害情報の受伝達 (略) 第2 災害時の広報 総括・情報班、企画政策部、くらし安心部、消防部、防災関係機関 (略) 2 広報手段 (略) (4) 避難所でのチラシ、<u>臨時広報紙</u>等の配布又は壁新聞等の掲示 (略) 3 市が行う広報連絡系統図

新	旧
即時性の高い媒体 防災行政用無線、<u>防災ラジオ</u>、<u>戸別受信機</u>、X（旧ツイッター）、緊急速報メール、<u>tvkデータ放送</u>、LINE インターネットによる配信 ホームページ、携帯サイト 地域への周知 広報車、消防車両による巡回放送 現場での周知 チラシ、広報紙、壁新聞の配布、掲示 報道機関への情報提供 <u>メール・ファクシミリによる記者発表、Lアラート</u> 市 市民等 (略)	即時性の高い媒体 防災行政用無線、<u>地域情報配信システム</u>、X（旧ツイッター）、緊急速報メール、<u>tvk</u>、<u>ラジオ</u>、<u>Lアラート</u>、LINE インターネットによる配信 ホームページ、携帯サイト 地域への周知 広報車、消防車両による巡回放送 現場での周知 チラシ、広報紙、壁新聞の配布、掲示 報道機関への情報提供 <u>ファクシミリによる記者発表</u> 市 市民等 (略)
第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班 (略) 2 被害情報等の報告 (略) (3) (略) ア 略 イ 略 ウ 有線及び無線通信等が不通の場合は、県湘南地域県政総合センター（<u>湘南</u>現地災害対策本部）と連携を図り、情報伝達体制の確保に努めます。 (略)	第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班 (略) 2 被害情報等の報告 (略) (3) (略) ア 略 イ 略 ウ 有線及び無線通信等が不通の場合は、県湘南地域県政総合センター（<u>県</u>現地災害対策本部）と連携を図り、情報伝達体制の確保に努めます。 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第4節 医療救護・保健活動 (略)	P118 第5章 災害時の応急対策活動 第4節 医療救護・保健活動 (略)

新	旧
第1 市立病院の活動 市立病院部 (略) 1 医療救護活動 (1) 略 (2) 市立病院は、備蓄医薬品、医療資機材等を活用し、<u>都道府県医療救護班</u>と連携し、地域における医療救護活動に努めます。 (略) 第3 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の活動 保健所部 (略) (1) 略 (2) <u>県保健医療調整本部に対し、必要となる保健医療活動チームのうち都道府県医療救護班、JMAT、日本赤十字社救護班及び薬剤師チーム（以下、「都道府県医療救護班等」という。）の派遣、医薬品の確保、血液製剤の供給等に関する要請を行うこと</u> (3) <u>保健医療活動チームの受入れ・派遣調整（配置する医療救護施設等の基本的な優先順位等）、傷病者の搬送調整等に関すること</u> (略) 第4 医療救護活動 救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、市保健師（保健師班）、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部 (略) 1 医療救護活動体制 災害状況に応じて、医療救護所の開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。 また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。 <u>なお、市のみでは医療救護活動の実施が困難であると茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議が判断したときは、県保健医療調整本部に対し、都道府県医療救護班等の派遣要請を行います。</u> 市は、大規模災害が発生した場合、<u>必要に応じて医療救護班を編成し、医療救護所へ派遣します。</u>	第1 市立病院の活動 市立病院部 (略) 1 医療救護活動 (1) 略 (2) 市立病院は、備蓄医薬品、医療資機材等を活用し、<u>医療救護班</u>と連携し、地域における医療救護活動に努めます。 (略) 第3 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の活動 保健所部 (略) (1) 略 (2) <u>保健医療活動チーム（医療救護班及び薬剤師チーム）の受入れ・派遣調整（配置する医療救護施設等の基本的な優先順位等）、傷病者の搬送調整等に関すること</u> (3) <u>県保健医療調整本部に対し、必要となる保健医療活動チーム（医療救護班及び薬剤師チーム）の派遣、医薬品等の確保、血液製剤の供給等に関する要請を行うこと</u> (略) 第4 医療救護活動 救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、市保健師（保健師班）、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部 (略) 1 医療救護活動体制 災害状況に応じて、医療救護所開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。 また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。 <u>また、市のみでは医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、県知事に対し、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、保健医療活動チームの派遣要請を行います。</u> 市は、大規模災害が発生した場合、<u>医療救護班を必要に応じて編成し、医療救護所へ派遣します。</u>

新	旧
2 医療救護活動の方針 (1) 略 (2) 応急医療後の対処 <u>市は、医療機関の稼働状況や避難所における医療救護ニーズの状況に応じて、応急医療の規模の縮小又は中止を判断します。</u> (略) 3 医療救護所の開設 <u>市は、医療救護所の開設を決定したときは、速やかに医療救護所を開設し、傷病者の受入れを行います。</u> 4 医療救護所における活動 (1) <u>医療救護所における活動</u> <u>市は、医療関係団体、ボランティア等と連携し、医療救護所において、医療関係団体や広域応援部隊等の協力のもとでトリアージを実施し、中等症群以上の傷病者を後方医療機関へ搬送する手配を行うほか、軽症群の傷病者への処置を行います。</u> (2) 医療関係団体の活動 医療関係団体は、市から協力要請を受け、その必要を認めたときは、<u>保健所部</u>に要員を派遣し、医療救護活動を実施します。 (略) 6 後方医療機関等への搬送及び収容対応 <u>市は、医療救護を受けた者又は助産が必要な者のうち、後方医療機関等に収容する必要がある者を搬送する手配をします。</u> (1) 略 (2) 妊産婦等の搬送 <u>市は、助産への対応要請があった場合は、妊産婦や新生児の状況に応じて、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、市内の受入れ可能な助産施設や中核病院である市立病院、基幹病院である東海大学医学部附属病院に搬送する手配をします。</u> (略)	<u>医療救護班は、保健医療対策班の指揮のもと、医療救護活動を実施します。</u> 2 医療救護活動の方針 (1) 略 (2) 応急医療後の対処 <u>応急医療は、医療機関の稼働状況や避難所における医療救護ニーズの状況に応じて、規模の縮小又は中止をするものとします。</u> (略) 3 医療救護所の開設 <u>医療救護班は、医療救護所の開設指示があった時は、指示のあった開設予定場所に向かい、準備を行います。準備が整った時は、保健所部を通じて保健医療対策班に報告し、報告を受けた保健医療対策班は、広報依頼等の必要な措置を講じます。</u> 4 医療救護所における活動 (1) <u>医療救護班の活動</u> <u>医療救護班は、医療関係団体、ボランティア等と連携し、医療救護所において、迅速かつ的確な医療救護活動を実施するとともに、医療関係団体や広域応援部隊等の協力のもと、後方医療機関への重症病者の搬送、医薬品等の調達を実施します。</u> (2) 医療関係団体の活動 医療関係団体は、市から協力要請を受け、その必要を認めたときは、<u>医療救護班</u>に要員を派遣し、医療救護活動を実施します。 (略) 6 後方医療機関等への搬送及び収容対応 <u>医療救護班は、医療救護を受けた者又は助産が必要な者のうち、収容する必要がある者を後方医療機関に搬送する手配をします。</u> (1) 略 (2) 妊産婦等の搬送 <u>医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、妊産婦や新生児の状況に応じて、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、市内の受入れ可能な助産施設や中核病院である市立病院、基幹病院である東海大学医学部附属病院に搬送する手配をします。</u> (略)

新	旧
第5 DMATとの連携 <u>保健医療対策班、消防部、保健所部、市立病院部</u> (略) 第6 DPATとの連携 <u>保健所部</u> (略) 第7 DHEATの活動 <u>保健所部</u> (略) <u>第8 DICTとの連携 保健所部</u> 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じて、避難施設等における感染制御活動を支援する、災害時感染制御支援チーム(DICT: Disaster Infection Control Team)の派遣を迅速に要請します。 <u>第9 災害支援ナースの活動 保健所部</u> 災害支援ナースは、急性期から亜急性期の看護ニーズが高まる期間において、被災住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、現地看護職員等への支援活動を行います。 <u>1 災害支援ナースの活動</u> (1) 災害支援看護業務 ア 被災地の医療機関等に派遣されて実施する看護業務 イ 救護所での診療及び避難所での巡回診療 ウ 避難所の環境整備及び公衆衛生 エ 被災者の心のケア 第10 保健師による災害時の活動 <u>保健所部</u> (略)	第5 DMATとの連携 <u>保健医療対策班、消防部、保健所部、市立病院部</u> (略) 第6 DPATとの連携 <u>保健医療対策班、市保健師（保健師班）</u> (略) 第7 DHEATの活動 <u>保健医療対策班、市保健師（保健師班）</u> (略) <u>第8 新設</u> <u>第9 新設</u> 第8 保健師による災害時の活動 <u>市保健師（保健師班）</u> (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策 (略) 第3 避難所の開設・運営 <u>総括・情報班、避難所対策班、保健所部、教育部、 配備職員、自主防災組織</u> (略)	P128 第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策 (略) 第3 避難所の開設・運営 <u>総括・情報班、避難所対策班、保健所部、教育部、 配備職員、自主防災組織</u> (略)

新	旧
2 避難所の運営 (略) (3) 避難所の状況報告 配備職員は自身が知り得る状況や、避難者や自主防災組織等から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。 ア 定時報告 (ア) 略 (イ) 略 (ウ) 略 (エ) 略 (オ) 略 (カ) <u>在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者等の状況</u> (略) (7) 感染症患者等への対応 インフルエンザ等の感染症が、避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。 市は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、<u>医療関係者の助言に基づき</u>感染症対策として必要な措置を講じます。 (8) 避難所におけるペット対応 市は、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の防止、被災者の心のケア、動物愛護の観点からペットの同行避難を推進します。ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理等、同行避難されたペットの飼養管理は飼い主が行うことを原則とし、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、避難所での飼養に必要な支援を行う<u>ほか、避難所等におけるペットの受入状況を含む避難状況等の把握に努めます。</u> (略) (略) 3 避難所運営に対する災害対策本部の措置 市は、災害対策本部の統括調整部に避難所対策班を設置し、災害状況に応じた避難所対策を講じます。 (1) 略	2 避難所の運営 (略) (3) 避難所の状況報告 配備職員は自身が知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。 ア 定時報告 (ア) 略 (イ) 略 (ウ) 略 (エ) 略 (オ) 略 (カ) <u>在宅避難者や避難所外避難者等</u>の状況 (略) (7) 感染症患者等への対応 インフルエンザ等の感染症が、避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。 市は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じます。 (8) 避難所におけるペット対応 市は、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の防止、被災者の心のケア、動物愛護の観点からペットの同行避難を推進します。ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理等、同行避難されたペットの飼養管理は飼い主が行うことを原則とし、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、避難所での飼養に必要な支援を行います。 (略) (略) 3 避難所運営に対する災害対策本部の措置 市は、災害対策本部の統括調整部に避難所対策班を設置し、災害状況に応じた避難所対策を講じます。 (1) 略

新	旧
(2) 周辺の状況把握 市は、配備職員からの状況報告を基に、避難所周辺の被災状況や、<u>在宅避難者や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者等を把握します。 (略) 第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 避難所対策班、要配慮者対策班、文化スポーツ部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署 (略) 2 避難所における要配慮者に対する支援 (1) 略 (2) 略 (3) 市は、災害発生時に、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における災害時要配慮者の生活機能の低下の防止や安定的な日常生活への移行等の必要な支援を行うことができるよう、適宜、県に対してDWAT（Disaster Welfare Assistance Team：災害派遣福祉チーム）の派遣を要請するなどの措置を実施します。なお、DWATの<u>主な</u>活動については次のとおりです。 ア 要配慮者のスクリーニング及び福祉避難所等への<u>誘導</u> イ 要配慮者の心身の状態の把握や日常生活上<u>の</u>支援 ウ 一般避難所等内の環境整備 エ 神奈川DWAT本部等<u>と</u>の連絡調整 (略) 第8 <u>在宅避難者や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者への対応 避難所対策班、保健所部 1 <u>在宅避難者や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者の把握・支援 市は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、<u>在宅避難者や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者等の避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めるとともに、飲料水、食料及び生活必需物資等の配布並びに情報等の提供が行えるよう、必要な支援を実施します。 (略)	(2) 周辺の状況把握 市は、配備職員からの状況報告を基に、避難所周辺の被災状況や<u>在宅避難者、</u>避難所外避難者等を把握します。 (略) 第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 避難所対策班、要配慮者対策班、文化スポーツ部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署 (略) 2 避難所における要配慮者に対する支援 (1) 略 (2) 略 (3) 市は、災害発生時に、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における災害時要配慮者の生活機能の低下の防止や安定的な日常生活への移行等の必要な支援を行うことができるよう、適宜、県に対してDWAT（Disaster Welfare Assistance Team：災害派遣福祉チーム）の派遣を要請するなどの措置を実施します。なお、DWATの活動については次のとおりです。 ア 要配慮者のスクリーニング及び福祉避難所等への<u>移送検討</u> イ 要配慮者の心身の状態の把握や日常生活上<u>での</u>支援 ウ 一般避難所等内の環境整備 エ 神奈川DWAT本部等<u>へ</u>の連絡調整 (略) 第8 <u>在宅避難者、</u>避難所外避難者への対応 避難所対策班、保健所部 1 <u>在宅避難者及び</u>避難所外避難者の把握・支援 市は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、<u>在宅避難者や</u>避難所外避難者等の避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めるとともに、飲料水、食料及び生活必需物資等の配布並びに情報等の提供が行えるよう、必要な支援を実施します。 (略)
第5章 災害時の応急対策活動	P 1 3 8 第5章 災害時の応急対策活動

新	旧
第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動 (略) 第1 保健衛生・防疫活動 <u>保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、環境部、保健所部、市保健師（保健師班）</u> 1 保健衛生 (1) 略 (2) 略 (3) 衛生管理 ア 略 イ 略 ウ トイレ等の衛生確保 市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて<u>仮設トイレ等</u>を早期に設置するとともに、<u>トイレカー等の設置に配慮するよう努めます。</u> <u>また、</u>衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じます。 (略) 2 防疫対策 (略) (1) 防疫活動 市は、被災地域における次の防疫活動を行います。なお、必要に応じ民間委託業者等に依頼します。 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 被災地域の状況により家庭ごみ等の集積場所及び<u>仮設トイレ等</u>の消毒 オ 略 (略)	第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動 (略) 第1 保健衛生・防疫活動 <u>保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、保健所部、市保健師（保健師班）</u> 1 保健衛生 (1) 略 (2) 略 (3) 衛生管理 ア 略 イ 略 ウ トイレ等の衛生確保 市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて<u>仮設トイレ</u>を早期に設置するとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じます。 (略) 2 防疫対策 (略) (1) 防疫活動 市は、被災地域における次の防疫活動を行います。なお、必要に応じ民間委託業者等に依頼します。 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 被災地域の状況により家庭ごみ等の集積場所及び<u>仮設トイレ</u>の消毒 オ 略 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	P 1 4 1 第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

新	旧
被災者の生活の維持のため、被災者のニーズに応じて必要な食料、飲料水、毛布の生活必需品等を調達・確保し、被災者に供給します。 この際、求められる物資は時間の経過とともに変化することに留意するとともに、夏季の扇風機等、冬季の暖房器具や燃料等、被災時期に応じたニーズ、要配慮者等への対応や男女のニーズの違いに配慮します。 また、<u>在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者</u>に対しても物資等が提供されるよう努めます。 (略) 第5 食料及び生活必需物資等の集積と配分 救援物資対策班、避難所対策班、<u>経済部</u> (略) 3 調達物資等の配分 (1) 略 (2) <u>在宅避難者や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者等へは、最寄りの避難所で実施します。 (3) 略 (略)	被災者の生活の維持のため、被災者のニーズに応じて必要な食料、飲料水、毛布の生活必需品等を調達・確保し、被災者に供給します。 この際、求められる物資は時間の経過とともに変化することに留意するとともに、夏季の扇風機等、冬季の暖房器具や燃料等、被災時期に応じたニーズ、要配慮者等への対応や男女のニーズの違いに配慮します。 また、<u>在宅避難者等</u>に対しても物資等が提供されるよう努めます。 (略) 第5 食料及び生活必需物資等の集積と配分 救援物資対策班、避難所対策班、<u>経済部</u> (略) 3 調達物資等の配分 (1) 略 (2) <u>在宅避難者や</u>避難所外避難者等へは、最寄りの避難所で実施します。 (3) 略 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 (略) 第7 緊急通行車両の取扱い <u>経営総務部、各部</u> (略) 2 緊急通行車両の追加交付申請 (略) (1) 緊急通行車両の種類 緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。 ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示 イ 消防、水防その他の応急措置 ウ 被災者の救難、救助その他の保護	P151 第5章 災害時の応急対策活動 第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 (略) 第7 緊急通行車両の取扱い <u>経営総務部、各部</u> (略) 2 緊急通行車両の追加交付申請 (略) (1) 緊急通行車両の種類 緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。 ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示 イ 消防、水防その他の応急措置 ウ 被災者の救難、救助その他の保護

新	旧
<u>エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育</u> <u>オ 施設及び設備の応急復旧</u> <u>カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生</u> <u>キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持</u> <u>ク 緊急輸送の確保</u> <u>ケ 災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置</u> (略) 第8 ヘリコプターによる緊急輸送手段の確保 総括・情報班 市は、あらかじめ指定した「ヘリコプターの臨時離着陸場」の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関への周知徹底を図ります。 また、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び緊急物資の輸送に際し、<u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には</u>、陸上自衛隊等防災関係機関によるヘリコプター輸送を県へ<u>積極的に</u>要請し、緊急時の輸送手段の確保に努めます。 (略)	<u>エ 施設及び設備の応急復旧</u> <u>オ 清掃、防疫その他の保健衛生</u> <u>カ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持</u> <u>キ 緊急輸送の確保</u> <u>ク 応急教育の実施</u> <u>ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置</u> (略) 第8 ヘリコプターによる緊急輸送手段の確保 総括・情報班 市は、あらかじめ指定した「ヘリコプターの臨時離着陸場」の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関への周知徹底を図ります。 また、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び緊急物資の輸送に際し、<u>特に緊急を要する場合は</u>、陸上自衛隊等防災関係機関によるヘリコプターによる輸送を県に要請し、緊急時の輸送手段の確保に努めます。 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第13節 ライフライン等の応急復旧活動 二次災害を防止し、被災者の日常生活を確保するため、ライフライン事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、被害状況を踏まえ、<u>道路管理者を含む</u>行政機関等と連携を図りながら応急対策を実施します。 なお、ライフライン施設の復旧に当たっては、防災関係機関、医療施設、福祉施設、避難施設などの施設を優先的に実施します。 第1 上水道施設 県企業庁茅ヶ崎水道営業所 (略) 5 市との調整 上水道が復旧しても下水道が復旧していない場合、給水を見合わせるという事態が想定されます。復旧にあたっては、<u>市下水道河川部</u>と調整しながら応急復旧を進めます。 (略)	P153 第5章 災害時の応急対策活動 第13節 ライフライン等の応急復旧活動 二次災害を防止し、被災者の日常生活を確保するため、ライフライン事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、被害状況を踏まえ、行政機関等と連携を図りながら応急対策を実施します。 なお、ライフライン施設の復旧に当たっては、防災関係機関、医療施設、福祉施設、避難施設などの施設を優先的に実施します。 第1 上水道施設 県企業庁茅ヶ崎水道営業所 (略) 5 市との調整 上水道が復旧しても下水道が復旧していない場合、給水を見合わせるという事態が想定されます。復旧にあたっては、<u>市下水道部</u>と調整しながら応急復旧を進めます。 (略)

新

旧

第4 都市ガス施設

東京ガスネットワーク（株）

(略)

1 非常体制の設置

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に対処するための非常体制を設置します。

体制区分	適用条件
第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 4. 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合 5. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合
第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 4. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 5. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合

(略)

第5章 災害時の応急対策活動

第16節 広域応援・受援活動

(略)

第5 自衛隊の受入れ

総括・情報班

(略)

3 自衛隊の連絡先

区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号
	第4施設群本部第3科	相模原市南区新戸	2812、2813、3802、4814

第4 都市ガス施設

東京ガスネットワーク（株）

(略)

1 非常体制の設置

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に対処するための非常体制を設置します。

体制区分	適用条件
第0次非常時体制	1 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第1次非常時体制	1 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2 供給支障となる期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生し、又は非常事態が発生した場合
第2次非常時体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3 地震警戒宣言等（東海地震予知情報・南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合 4 供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生、又は非常事態が発生した場合

(略)

P165

第5章 災害時の応急対策活動

第16節 広域応援・受援活動

(略)

第5 自衛隊の受入れ

総括・情報班

(略)

3 自衛隊の連絡先

区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号
	第4施設群本部第3科	相模原市南区新戸	2812、2813、3802、4814

新				旧			
陸上自衛隊		2958 046(253)7670 内線 <u>2230</u>		陸上自衛隊		2958 046(253)7670 内線 <u>2650</u>	
	<u>(削除)</u>				<u>東部方面混成団本部 第3科</u>	<u>横須賀市御幸浜 1-1 046(856)1291 内線 448</u>	<u>2809、3800、4810</u>
第5章 災害時の応急対策活動 第17節 ボランティア活動 (略) 第1 災害ボランティアセンターの開設 総括・情報班、監査部、市社会福祉協議会 大規模な災害発生時に応急対策活動を実施するにあたり、市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受入れ等の事務を行う災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア (一般ボランティア及び専門ボランティア) の受入れを行います。 ※災害ボランティアセンターでの <u>専門</u> ボランティアの受入れは、専門機関に属さない個人を対象とする。各種専門機関への専門ボランティア派遣要請は、第3で示すとおりとする。 ※専門ボランティアの一例(医師・看護師・救命士・介護福祉士・ヘルパー・調理師・建築士など) (略)				P168 第5章 災害時の応急対策活動 第17節 ボランティア活動 (略) 第1 災害ボランティアセンターの開設 総括・情報班、監査部、市社会福祉協議会 大規模な災害発生時に応急対策活動を実施するにあたり、市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受入れ等の事務を行う災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア <u>(一般ボランティア及び専門ボランティア)</u> の受入れを行います。 ※災害ボランティアセンターでの <u>専門</u> ボランティア受入れは、専門機関に属さない個人を対象とする。<u>各種専門機関への専門ボランティア派遣要請は、第3で示すとおりとする。</u> <u>※専門ボランティア(保健師・看護師・准看護師・介護職・ケアマネジャーなど)</u> (略)			
第6章 復旧・復興対策 第2節 被災状況の調査 (略) 第2 罹災証明書等の交付 市民部、消防部 (略) 2 被害の判定基準 (略)				P177 第6章 復旧・復興対策 第2節 被災状況の調査 (略) 第2 罹災証明書等の交付 市民部、消防部 (略) 2 被害の判定基準 (略)			

新							旧						
(1) 地震・水害・風害の場合							(1) 地震・水害・風害の場合						
	住家 全壊 (全焼・ 全流出)	住家半壊(半焼)			準半 壊	一部 損壊		全壊	半壊			準半 壊	一部 損壊
		大規模 半壊	中規模 半壊	半壊					大規模 半壊	中規模 半壊	半壊		
①損壊基準判定 住家の損壊、流失した部分 の床面積の延べ床面積に占 める損壊割合	70 % 以上	50%以 上	30%以 上	20 % 以上	10 % 以上	10 % 未満	①損壊基準判定 住家の損壊、流失した部分 の床面積の延べ床面積に占 める損壊割合	70 % 以上	50%以 上	30%以 上	20 % 以上	10 % 以上	10 % 未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の 経済的被害の住家全体に占 める損害割合	50 % 以上	70%未 満	50%未 満	30 % 未満	20 % 未満		②損害基準判定 住家の主要な構成要素の 経済的被害の住家全体に占 める損害割合	50 % 以上	70%未 満	50%未 満	30 % 未満	20 % 未満	
(略)							(略)						
5 罹災証明書の交付に関する広報 罹災証明書の交付は、 <u>チラシ配布</u> 、避難所の掲示板、報道機関等を通じ、被災者に周知徹底します。							5 罹災証明書の交付に関する広報 罹災証明書の交付は、 <u>臨時広報紙</u> 、避難所の掲示板、報道機関等を通じ、被災者に周知徹底します。						
第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 (略) 第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 (略) 3 災害対策本部等の設置等 (略) 市は、災害対策本部を設置し、本部員会議を開催することで、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容について共有するとともに、当面の活動方針を決定します。本部員会議での意思決定を補佐するため、統括調整部を開設し、総括・情報班、避難所対策班、 <u>災害時広報対策班</u> 、その他必要							P 2 2 3 第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 (略) 第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 (略) 3 災害対策本部等の設置等 (略) 市は、災害対策本部を設置し、本部員会議を開催することで、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容について共有するとともに、当面の活動方針を決定します。本部員会議での意思決定を補佐するため、統括調整部を開設し、総括・情報班、避難所対策班、 <u>災害時広報対策班</u> 、その他必要						

新	旧
な班を編成します。 (略)	な班を編成します。 (略)

茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表（修正素案）

新	旧
第1章 災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第1 自然的条件 1 地形及び気象 (略) (2) 気象概要（令和6年） 本市の平均気温は〇〇. 〇度、4月から9月（暖候期）は平均気温〇〇. 〇度、10月から3月（寒候期）は〇〇. 〇度で、最も暑くなった8月が平均気温〇〇. 〇度、最も寒かった1月が平均気温〇. 〇度でした。 年降水量は、〇〇〇〇. 〇mm で特に〇月、〇月、〇月に多く雨が降りました。〇月には日最大降雨量〇〇〇. 〇mm、〇月には時間最大降雨量〇〇. 〇mm を観測しています。 また、平均風速は1. 8 m、最大瞬間風速は〇〇〇〇. 〇mでした。 (出典 茅ヶ崎市・寒川町気象情報（茅ヶ崎市消防本部観測所）) 第2 社会的条件 1 人口 本市の人口は、令和〇年〇月〇日現在〇〇〇, 〇〇〇人であり、1 k m²当たりの人口密度は、およそ〇, 〇〇〇人です。（※修正時点の直近の数値を反映） (略)	P 4 第1章 災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第1 自然的条件 1 地形及び気象 (略) (2) 気象概要（令和5年） 本市の平均気温は17. 6度、4月から9月（暖候期）は平均気温23. 4度、10月から3月（寒候期）は11. 8度で、最も暑くなった8月が平均気温28. 7度、最も寒かった1月が平均気温6. 1度でした。 年降水量は、1, 277. 5mm で特に5月、6月、9月に多く雨が降りました。6月には日最大降雨量131. 5mm、9月には時間最大降雨量31. 5mm を観測しています。 また、平均風速は1. 8 m、最大瞬間風速は20. 9mでした。 (出典 茅ヶ崎市・寒川町気象情報（茅ヶ崎市消防本部観測所）) 第2 社会的条件 1 人口※ 本市の人口は、令和6年2月1日現在245, 647人であり、1 k m²当たりの人口密度は、およそ6, 869人です。 (略)
第1章 災害対策の計画的な推進 第4節 被害想定 (略) 第2 洪水予報河川等 (略) 3 水位周知下水道 (略) 水位周知下水道の指定は公共下水道等の排水施設等の名称等を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。令和6年6月1日現在、指定はありません。	P 8 第1章 災害対策の計画的な推進 第4節 被害想定 (略) 第2 洪水予報河川等 (略) 3 水位周知下水道 (略) 水位周知下水道の指定は公共下水道等の排水施設等の名称等を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。令和5年6月1日現在、指定はありません。

新	旧
(略) 第3 浸水想定 (略) 2 雨水出水浸水想定区域の指定 (略) 令和6年6月1日現在、指定はありません。 (略)	(略) 第3 浸水想定 (略) 2 雨水出水浸水想定区域の指定 (略) 令和5年6月1日現在、指定はありません。 (略)
第1章 災害対策の計画的な推進 第5節 計画の推進主体とその役割 (略) 第1 市及び県の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 県 (略) (1) 略 (2) 湘南地域県政総合センター（県湘南現地災害対策本部） ア 略 イ 略 ウ 略 エ 所管区域内の市町村の支援ニーズの把握及び本部への報告に関すること オ 略 カ 所管区域内の市町村及び関係機関等の連絡調整に関すること キ 所管区域外からの災害応急支援要請に係る調整に関すること (3) 藤沢土木事務所（県湘南現地災害対策本部第2土木部） (略) (4) 県衛生研究所（県湘南現地災害対策本部第4保健福祉部） (略) 第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 指定公共機関及び指定地方公共機関	P25 第1章 災害対策の計画的な推進 第5節 計画の推進主体とその役割 (略) 第1 市及び県の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 県 (略) (1) 略 (2) 湘南地域県政総合センター（県湘南現地災害対策本部） ア 略 イ 略 ウ 略 エ 所管区域内の市町の支援ニーズの把握及び本部への報告に関すること オ 略 カ 所管区域内の市町及び関係機関等の連絡調整に関すること キ 所管区域外からの災害応急支援要請にかかる調整に関すること (3) 藤沢土木事務所（県湘南現地災害対策本部第2土木部） (略) (4) 県衛生研究所（県湘南現地災害対策本部第4保健福祉部） (略) 第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 指定公共機関及び指定地方公共機関

新	旧
(略) (5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ 略 <u>キ 復旧・復興に関する業務</u> <u>ク 防災・減災に関する業務</u> (略)	(略) (5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ 略 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (略)
第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 (略) 第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画政策部、くらし安心部、<u>保健所</u> (略) 2 家庭における防災対策等の普及・啓発 市は、市民等に対して、食料・飲料水等の備蓄<u>や避難時のペット用品等の備蓄</u>、大雨や暴風等への事前対策、防災気象情報の収集・確認・活用方法、災害の危険度の高まりに応じた防災行動、親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保や避難時の注意事項等、風水害への備えや災害時にとるべき行動等について周知します。 (略) 第8 災害教訓の伝承 関係部、関係機関 市及び関係機関は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めます。<u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑等が持つ意味を正しく伝えていくよう努めます。</u> (略)	P40 第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 (略) 第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画政策部、くらし安心部 (略) 2 家庭における防災対策等の普及・啓発 市は、市民等に対して、食料・飲料水等の備蓄、大雨や暴風等への事前対策、防災気象情報の収集・確認・活用方法、災害の危険度の高まりに応じた防災行動、親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保や避難時の注意事項等、風水害への備えや災害時にとるべき行動等について周知します。 (略) 第8 災害教訓の伝承 関係部、関係機関 市及び関係機関は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めます。 (略)

新	旧
第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 災害への備え (略) 第2 自己備蓄の推進 くらし安心部 (略) 3 その他の主な非常時持出品 女性や要配慮者は、避難生活を送る上で必要な持出品を準備しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。 また、食物アレルギーをお持ちの方<u>や宗教上の理由等で食事に配慮が必要な方</u>も、自分に適した食料を普段から備蓄しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。 (略) (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 <u>(5) その他、食事に配慮が必要な方</u> ア 疾病等に応じた特殊栄養食品（アレルギー対応食品、摂食嚥下困難対応食品等） イ その他特殊食品（ハラル食等） <u>(6)</u> ペットのいる家庭 (略) <u>(7)</u> 感染症対策 (略)	P 4 4 第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 災害への備え (略) 第2 自己備蓄の推進 くらし安心部 (略) 3 その他の主な非常時持出品 女性や要配慮者は、避難生活を送る上で必要な持出品を準備しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。 また、食物アレルギーをお持ちの方も、自分に適した食料を普段から備蓄しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。 (略) (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 <u>(新設)</u> <u>(5)</u> ペットのいる家庭 (略) <u>(6)</u> 感染症対策 (略)
第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化 (略) 【現状】 〇市には、現在1消防団本部と22分団（定員427人）が組織され、4地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（<u>令和6</u>年4月1日	P 4 6 第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化 (略) 【現状】 〇市には、現在1消防団本部と22分団（定員427人）が組織され、4地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（<u>令和5</u>年4月1日

新	旧
現在) ○市内には、令和<u>6</u>年4月現在、135自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成13年度より、地域 防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和<u>7</u>年2月現在、<u>0, 000</u>名（うち女性<u>000</u>名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。 (略) 第1 消防団の強化 消防本部、消防団 1 消防団への加入促進 市は、消防団への加入の促進を図るため、防災訓練等における消防団との連携、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の啓発、各種イベント等での消防団の活動内容の紹介や歴史的・伝統的価値の再認識などにより、消防団に対する地域住民の理解を<u>深めるとともに、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進める</u>よう努めます。 2 消防団の装備の改善 市は、消防団の装備について「消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示）」を踏まえ、安全対策、救助、情報通信等の整備の充実強化を図っていきます。<u>なお、整備の充実強化にあたり、大規模災害に備えた資機材や車両、拠点施設等の整備を進めるよう努めます。</u> (略) 第4 防災リーダーの養成 くらし安心部 (略) 2 防災リーダーの活動 防災リーダーは、<u>自分たちの地域は自分たちで守る</u>という「共助」の取り組みである自主防災組織の一員として、平常時には地域住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導などの役割を担うとともに、災害時には情報の収集伝達活動、初期消火活動、救助・救急活動、応急救護活動、避難誘導、避難所の開設・運営等の地域の防災活動において、中心的な役割を担います。 (略)	現在) ○市内には、令和<u>5</u>年4月現在、135自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成13年度より、地域 防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和<u>6</u>年2月現在、<u>2, 686</u>名（うち女性<u>776</u>名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。 (略) 第1 消防団の強化 消防本部、消防団 1 消防団への加入促進 市は、消防団への加入の促進を図るため、防災訓練等における消防団との連携、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の啓発、各種イベント等での消防団の活動内容の紹介や歴史的・伝統的価値の再認識などにより、消防団に対する地域住民の理解が深まるよう努めます。 2 消防団の装備の改善 市は、消防団の装備について「消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示）」を踏まえ、安全対策、救助、情報通信等の整備の充実強化を図っていきます。 (略) 第4 防災リーダーの養成 くらし安心部 (略) 2 防災リーダーの活動 防災リーダーは、<u>自らの地域は自らで守る</u>という「共助」の取り組みである自主防災組織の一員として、平常時には地域住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導などの役割を担うとともに、災害時には情報の収集伝達活動、初期消火活動、救助・救急活動、応急救護活動、避難誘導、避難所の開設・運営等の地域の防災活動において、中心的な役割を担います。 (略)
	P 6 0

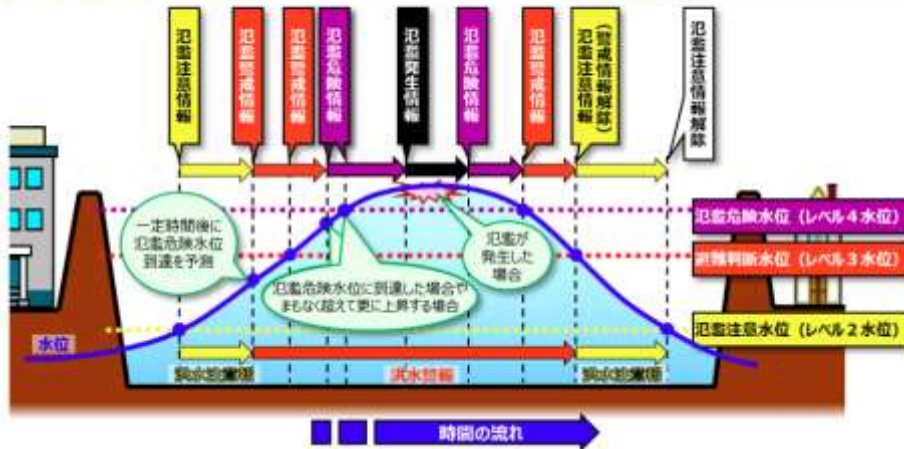
新	旧
第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保 (略) 第2 避難場所等の指定 <u>くらし安心部、市民部、経済部、文化スポーツ部、福祉部、教育総務部、教育推進部</u> (略) 1 指定緊急避難場所の指定 (略) (2) 土砂災害 (略) イ 土砂災害警戒区域内であっても建築基準法施行令第80条の3に基づき定められている基準、又は鉄筋コンクリート造等の極力強固な構造などを備えていること <u>(削除)</u> (3) 高潮 高潮から身を守るための避難先として、次のいずれかの基準に適合する施設又は場所を指定します。 ア <u>茅ヶ崎市高潮ハザードマップに示された</u>高潮浸水想定区域外にある施設又は場所 イ 想定される高潮に対して安全な構造であるとともに、高潮の浸水想定区域内であっても想定水位以上の高さに避難スペースがあり、かつ当該スペースまでの有効な避難経路があること。 2 指定避難所の指定 (1) 指定一般避難所 (略) ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略	第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保 (略) 第2 避難場所等の指定 <u>くらし安心部、市民部、経済部、文化スポーツ部、福祉部、教育総務部、教育推進部</u> (略) 1 指定緊急避難場所の指定 (略) (2) 土砂災害 (略) イ 土砂災害警戒区域内であっても建築基準法施行令第80条の3に基づき定められている基準、又は鉄筋コンクリート造等の極力強固な構造などを備えていること <u>なお、同法で異常な現象のひとつとしている高潮については、今後、高潮浸水想定区域が指定された場合に指定緊急避難場所の指定を検討します。</u> (3) 高潮 高潮から身を守るための避難先として、次のいずれかの基準に適合する施設又は場所を指定します。 ア 高潮浸水想定区域外にある施設又は場所 イ 想定される高潮に対して安全な構造であるとともに、高潮の浸水想定区域内であっても想定水位以上の高さに避難スペースがあり、かつ当該スペースまでの有効な避難経路があること。 2 指定避難所の指定 (1) 指定一般避難所 (略) ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略

新	旧
カ 公共施設であること。なお、指定管理施設にあつては指定管理者との避難所開設時の役割分担が明確になっていること 本市では、市域に分散配置されており、住民に身近な公立小中学校（３２校）を災害対策地区防災拠点と定め、そこを指定避難所として、被災者の避難生活を送る施設とするほか、災害情報の受伝達の拠点、在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者も含めた救援物資を配布する拠点等として活用します。 (略)	カ 公共施設であること。なお、指定管理施設にあつては指定管理者との避難所開設時の役割分担が明確になっていること 本市では、市域に分散配置されており、住民に身近な公立小中学校（３２校）を災害対策地区防災拠点と定め、そこを指定避難所として、被災者の避難生活を送る施設とするほか、災害情報の受伝達の拠点、在宅避難者等の避難所外避難者も含めた救援物資を配布する拠点等として活用します。 (略)
第３章 災害に強いまちづくり 第５節 事前復興対策 (略) 第１ 復興事前準備の推進 都市部 (略) １ 事前復興まちづくり計画の策定 (略) そのため、災害時に速やかに復興計画を策定するための事前対策として、被災後の混乱した状況下においても、市職員が円滑に復興業務を行えるようマニュアル整備を進める他、市民や市民団体、企業等の意見を踏まえながら、事前に準備しておくべき事項を整理し、事前復興まちづくり計画の策定に取り組みます。 (略)	P 6 9 第３章 災害に強いまちづくり 第５節 事前復興対策 (略) 第１ 復興事前準備の推進 都市部 (略) １ 事前復興計画の策定 (略) そのため、災害時に速やかに復興計画を策定するための事前対策として、被災後の混乱した状況下においても、市職員が円滑に復興業務を行えるようマニュアル整備を進める他、市民や市民団体、企業等の意見を踏まえながら、事前に準備しておくべき事項を整理し、事前復興計画の策定に取り組みます。 (略)
第４章 平常時の対策 第２節 水防対策 (略) 第２ 重要水防区域 暮らし安心部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 １ 重要水防区域 市内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。	P 7 5 第４章 平常時の対策 第２節 水防対策 (略) 第２ 重要水防区域 暮らし安心部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 １ 重要水防区域 市内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。

新						旧					
	河川名	管理者名	管理延長	重要水防区域			河川名	管理者名	管理延長	重要水防区域	
				箇所	延長					箇所	延長
	相模川	国土交通省	6.60km	34	4,144m		相模川	国土交通省	6.60km	36	4,392m
	小出川	神奈川県	11.25km	7	8,930m		小出川	神奈川県	11.25km	7	8,930m
	千の川	神奈川県	1.70km	－	－		千の川	神奈川県	1.70km	－	－
出典 「令和6年度 洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」、「令和6年度神奈川県水防計画（神奈川県）」（略）						出典 「令和5年度 洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」、「令和5年度神奈川県水防計画（神奈川県）」（略）					
第3 指定河川洪水予報 横浜地方気象台、京浜河川事務所						第3 指定河川洪水予報 横浜地方気象台、京浜河川事務所					
(略)						(略)					
2 洪水予報の種類						2 洪水予報の種類					

新

洪水予報の標置（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫の発生（氾濫水の予報）	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報（洪水警報）	急激な水位上昇により、氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報（洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】



(略)

第4 水防警報、洪水予報河川、水位周知河川 くらし安心部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所

(略)

3 国土交通大臣、知事が水防警報を行う河川、海岸

(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川（茅ヶ崎市域関連抜粋）

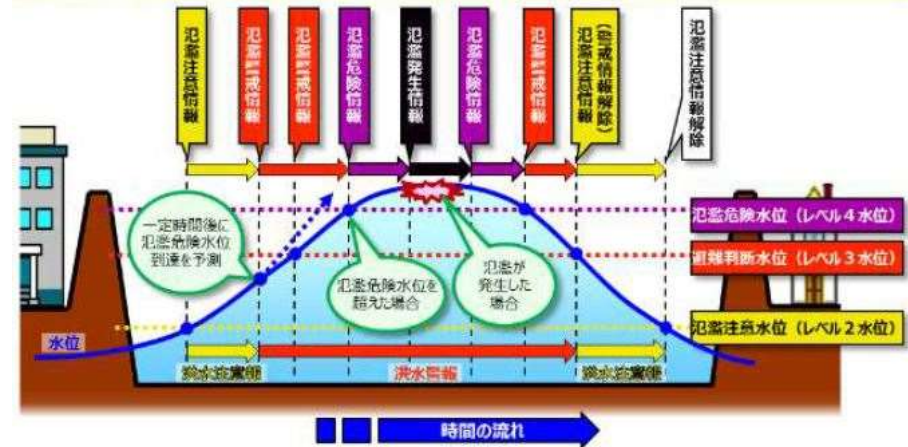
河川名	支部名	担当水防管理団体	区 域
相模川	平塚土木 藤沢土木	茅ヶ崎市	左岸 高座郡寒川町一の宮
		平塚市 寒川町	3,175 番地先 右岸 平塚市田村 6,256 番地先

(2) 略

(3) 略

旧

洪水予報の標置（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫の発生（氾濫水の予報）	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位（レベル4水位）に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報（洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位（レベル4水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル3水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】



(略)

第4 水防警報、洪水予報河川、水位周知河川 くらし安心部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所

(略)

3 国土交通大臣、知事が水防警報を行う河川、海岸

(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川（茅ヶ崎市域関連抜粋）

河川名	支部名	担当水防管理団体	区 域
相模川	平塚 藤沢	茅ヶ崎市	左岸 高座郡寒川町一の宮
		平塚市 寒川町	3,175 番地先 右岸 平塚市田村 6,256 番地先

(2) 略

新				旧			
報				報			
(略)				(略)			
4 キキクル（大雨警報・洪水予報の危険度分布）等				4 キキクル（大雨警報・洪水予報の危険度分布）等			
(略)				(略)			
(3) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）				(3) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）			
短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。				短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。			
・「災害切迫」（黒）：命の危険があるため、直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル5に相当します。				<u>（追記）</u>			
・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。							
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。							
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。							
(4) 流域雨量指数の予測値				(4) 新規			
<u>上流域の降雨による下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「耐水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報です。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量・降水短時間予報等）を用いて10分ごとに更新しており、洪水警報等の発表基準に用いています。</u>							
(略)				(略)			
9 竜巻注意情報				9 竜巻注意情報			
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（神奈川県東部など）で気象庁から発表されます。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができます。				積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（神奈川県東部など）で気象庁から発表されます。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができます。			

新	旧										
<u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表されます。この情報の有効期間は発表からおおむね1時間です。</u> 10 相模川中流洪水予報、相模川下流洪水予報 (略) <table><tr><th>種 類</th><th>標 題</th><th>概 要</th></tr><tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td><u>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u></td></tr><tr><td>氾濫危険情報</td><td><u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される、</u> <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u></td></tr><tr><td>氾濫警戒情報</td><td><u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</u></td></tr></table>	種 類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	<u>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u>	氾濫危険情報	<u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される、</u> <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u>	氾濫警戒情報	<u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</u>	10 相模川中流洪水予報、相模川下流洪水予報 (略) <u>(表を追加)</u>
種 類	標 題	概 要									
洪水警報	氾濫発生情報	<u>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u>									
	氾濫危険情報	<u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される、</u> <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u>									
	氾濫警戒情報	<u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</u>									

新				旧			
			<u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u>				
	洪水注意報	氾濫注意情報	<u>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u> <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>				
(略)				(略)			
第4章 平常時の対策 第4節 避難対策 【現状】 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○市では、新型コロナウイルス感染症 <u>流行時の経験</u> を踏まえ、避難所となる公立小・中学校等に感染症対策用品の備蓄を進めるとともに、避難者の動線、ゾーニング等について各避難所でマニュアルを定めています。 (略)				P 8 6 第4章 平常時の対策 第4節 避難対策 【現状】 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○市では、新型コロナウイルス感染症 <u>を含む感染症対策</u> を踏まえ、避難所となる公立小・中学校等に感染症対策用品の備蓄を進めるとともに、避難者の動線、ゾーニング等について各避難所でマニュアルを定めています。 (略)			
【課題】				【課題】			

新	旧
○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○避難所における資機材等の備蓄、要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、<u>在宅避難者や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者への対応や避難所におけるペット対策、避難所の解消等、想定される避難所運営上の課題に対して、実効性のある取組を進める必要があります。 (略) 第3 避難計画等 各部、防災関係機関、自主防災組織 (略) 2 マニュアル等の整備 各部、横浜地方気象台、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 市は、住民等の迅速かつ円滑な避難を促すため、「避難情報に関するガイドライン（<u>令和6年〇月</u>内閣府）」及び「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月国土交通省）」等を参考とし、避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制等についてマニュアル等を整備するとともに、必要な見直しを行うことで、避難実施体制の充実に努めます。 (略) 第6 避難所運営体制の強化 くらし安心部、文化スポーツ部、保健所、配備職員、自主防災組織 1 避難所運営体制の強化 大規模な風水害等発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが想定されます。そのため、市は、<u>あらかじめ避難所内のレイアウト等を検討しておくほか</u>、災害対策地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者で、避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。 (略)	○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○避難所における資機材等の備蓄、要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、<u>在宅避難者、車中泊等の</u>避難所外避難者への対応や避難所におけるペット対策、避難所の解消等、想定される避難所運営上の課題に対して、実効性のある取組を進める必要があります。 (略) 第3 避難計画等 各部、防災関係機関、自主防災組織 (略) 2 マニュアル等の整備 各部、横浜地方気象台、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 市は、住民等の迅速かつ円滑な避難を促すため、「避難情報に関するガイドライン（<u>令和3年5月</u>内閣府）」及び「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月国土交通省）」等を参考とし、避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制等についてマニュアル等を整備するとともに、必要な見直しを行うことで、避難実施体制の充実に努めます。 (略) 第6 避難所運営体制の強化 くらし安心部、文化スポーツ部、保健所、配備職員、自主防災組織 1 避難所運営体制の強化 大規模な風水害等発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが想定されます。そのため、市は、災害対策地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者で、避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。 (略)

新	旧
3 避難所運営マニュアルの見直し 市は、円滑な避難所の運営を行うため、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考にし、次の主な項目を中心に避難所運営マニュアルを見直します。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) <u>在宅避難者や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者への支援対策 (略) 5 ペット対策の周知・啓発 避難所では、ペットの世話やペットフード、飲み水、ケージ等の確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うこととなります。 市は、災害発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発するとともに、<u>ペットの有無による被災時等におけるニーズの違いに配慮し</u>、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。 (略) 第8 要配慮者の避難対策 くらし安心部、文化スポーツ部、福祉部、こども育成部、消防本部、保健所、教育総務部、教育推進部、要配慮者利用施設、配備職員、自主防災組織 (略) 6 障がい者及び高齢者等への対応 (略) 第10 <u>在宅避難者や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者へ対する支援 くらし安心部、保健所 災害発生時には、在宅避難者や車中泊<u>避難者</u>等の避難所外避難者が多く発生することが想定されます。	3 避難所運営マニュアルの見直し 市は、円滑な避難所の運営を行うため、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考にし、次の主な項目を中心に避難所運営マニュアルを見直します。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) <u>在宅避難者や</u>避難所外避難者への支援対策 (略) 5 ペット対策の周知・啓発 避難所では、ペットの世話やペットフード、飲み水、ケージ等の確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うこととなります。 市は、災害発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。 (略) 第8 要配慮者の避難対策 くらし安心部、文化スポーツ部、福祉部、こども育成部、消防本部、保健所、教育総務部、教育推進部、要配慮者利用施設、配備職員、自主防災組織 (略) 6 障がい者・高齢者等への対応 (略) 第10 <u>在宅避難者、</u>避難所外避難者へ対する支援 くらし安心部 災害発生時には、在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者が多く発生することが想定されます。

新	旧
市は、在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者の把握及び支援、避難スペース等の検討、食料・救援物資の配布、健康対策の予防方法等の周知に努めるため、その体制を整備します。 (略)	市は、在宅避難者や避難所外避難者の把握及び支援、食料・救援物資の配布、健康対策の予防方法等の周知に努めるため、その体制を整備します。 (略)
第4章 平常時の対策 第6節 医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○令和6年3月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が○, ○○○人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。 (略) 第2 初動医療体制の整備 保健所、市立病院、医療関係団体、医療機関、薬品会社 (略) 第4 保健師による活動体制の整備 保健所、市保健師 保健所は、災害時にその専門性を最大限に発揮し、迅速かつ円滑に被災者に対する医療救護活動や保健活動を行えるよう「災害時保健師活動マニュアル」をもとに、日頃から医療関係団体等と連携し、活動体制を整備します。	P 9 7 第4章 平常時の対策 第6節 医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○令和5年3月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が1, 733人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。 (略) 第2 初動医療体制の整備 保健所、市保健師、医療関係団体、医療機関、薬品会社 (略) 第4 保健師による活動体制の整備 保健所、市保健師 市保健師は、災害時にその専門性を最大限に発揮し、迅速かつ円滑に被災者に対する医療救護活動や保健活動を行えるよう「災害時保健師活動マニュアル」をもとに、日頃から医療関係団体等と連携し、活動体制を整備します。
第4章 平常時の対策 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策 第1 保健衛生・防疫対策 環境部、保健所	P 1 0 2 第4章 平常時の対策 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策 第1 保健衛生・防疫対策 環境部、保健所

新	旧
(略) 6 トイレ対策 市は、災害時においても衛生状態を保持するため、速やかに<u>仮設トイレ等</u>を設置できるよう避難所等での備蓄を進めます。 また、し尿収集委託業者や<u>仮設トイレ等</u>のリース業者から、速やかに<u>仮設トイレ等</u>を調達できるよう体制を整備します。 7 ペット対策 (略) また、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、飼い主による責任を基本とした同行避難及び避難所での飼養管理、放浪動物の保護や負傷動物等の救護体制を整備するとともに、<u>ペットの有無による被災時等におけるニーズの違いに配慮し</u>、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。 (略)	(略) 6 トイレ対策 市は、災害時においても衛生状態を保持するため、速やかに<u>仮設トイレ</u>を設置できるよう避難所等での備蓄を進めます。 また、し尿収集委託業者や<u>仮設トイレ</u>のリース業者から、速やかに<u>仮設トイレ</u>を調達できるよう体制を整備します。 7 ペット対策 (略) また、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、飼い主による責任を基本とした同行避難及び避難所での飼養管理、放浪動物の保護や負傷動物等の救護体制を整備するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。 (略)
第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 (略) 第7 物資供給体制の整備 くらし安心部、経済部、神奈川県トラック協会 (略) 4 物資拠点および効率的な運営体制の確保 市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資拠点から避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておきます。 <u>また、物資拠点の効率的な運営を実現するため、運送事業者等と協定を締結し、運営に必要な人員や資機材等の確保に努めます。</u> (略)	P105 第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 (略) 第7 物資供給体制の整備 くらし安心部、経済部、神奈川県トラック協会 (略) 4 物資拠点の確保 市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資拠点から避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておきます。 (略)
第4章 平常時の対策 第10節 教育・保育対策 【現状】 ○略 ○略	P107 第4章 平常時の対策 第10節 教育・保育対策 【現状】 ○略 ○略

新	旧
○略 ○市には指定等文化財として、令和<u>6</u>年4月1日時点で国指定<u>〇</u>件、県指定<u>〇</u>件、市指定<u>〇〇</u>件、国登録<u>〇</u>件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。 (略)	○略 ○市には指定等文化財として、令和<u>5</u>年4月1日時点で国指定<u>5</u>件、県指定9件、市指定31件、国登録7件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。 (略)
第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策 (略) 第4 緊急通行車両の事前の確認申出 経営総務部、各部 1 緊急通行車両 緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。 (1) 警報の発令及び伝達並びに避難<u>〇</u>勧告又は指示 (2) 消防、水防その他の応急措置 (3) 被災者の救難、救助その他の保護 (4) <u>災害を受けた児童及び生徒の応急教育</u> (5) <u>施設及び設備の応急復旧</u> (6) <u>廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生</u> (7) <u>犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持</u> (8) <u>緊急輸送の確保</u> (9) <u>災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置</u> (略)	P112 第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策 (略) 第4 緊急通行車両の事前の確認申出 経営総務部、各部 1 緊急通行車両 緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。 (1) 警報の発令及び伝達並びに避難勧告又は指示 (2) 消防、水防その他の応急措置 (3) 被災者の救難、救助その他の保護 (4) 施設及び設備の応急復旧 (5) 清掃、防疫その他の保健衛生 (6) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持 (7) 緊急輸送の確保 (8) 応急教育の実施 (9) その他災害の発生の防衛又は拡大の防災のための措置 (略)
第4章 平常時の対策 第15節 広域応援・受援体制の充実強化 (略) 第2 受援体制の整備 くらし安心部 (略) <u>3 宿泊施設等の整備</u>	P116 第4章 平常時の対策 第15節 広域応援・受援体制の充実強化 (略) 第2 受援体制の整備 くらし安心部 (略) <u>3 (新設)</u>

新	旧
<u>市は、他自治体や広域応援部隊等の応援を円滑に受け入れるため、応援職員等が宿泊できるホテルや旅館、公共施設等の空きスペース等の宿泊場所の整備を進めます。</u>	
第5章 災害時の応急対策活動 災害応急対策活動の方針等 (略) 第2 主要な災害応急対策の基本的な考え方 主要な災害応急対策を実施する上での基本的な考え方は次のとおりです。 (略) 4 避難対策 災害から住民等を保護するため、避難先を確保し安定した避難所運営を行うことで、被災者の生活環境の確保を図ります。 なお、この際、要配慮者の状況に十分配慮しながら、避難所避難者、<u>在宅避難者や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者及び帰宅困難者等の被災者のニーズを踏まえた給食・給水、救援物資等の確保及び配布等の支援を行います。 (略) 1.3 ライフライン等の応急復旧活動 二次災害を防止し、被災者の日常生活を確保するため、ライフライン事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、被害状況を踏まえ、<u>道路管理者を含む</u>行政機関等と連携を図りながら応急対策を実施します。 なお、ライフライン施設の復旧に当たっては、防災関係機関、医療施設、福祉施設、避難施設などの施設を優先的に実施します。 (略)	P125 第5章 災害時の応急対策活動 災害応急対策活動の方針等 (略) 第2 主要な災害応急対策の基本的な考え方 主要な災害応急対策を実施する上での基本的な考え方は次のとおりです。 (略) 4 避難対策 災害から住民等を保護するため、避難先を確保し安定した避難所運営を行うことで、被災者の生活環境の確保を図ります。 なお、この際、要配慮者の状況に十分配慮しながら、避難所避難者、<u>在宅避難者等の</u>避難所外避難者及び帰宅困難者等の被災者のニーズを踏まえた給食・給水、救援物資等の確保及び配布等の支援を行います。 (略) 1.3 ライフライン等の応急復旧活動 二次災害を防止し、被災者の日常生活を確保するため、ライフライン事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、被害状況を踏まえ、行政機関等と連携を図りながら応急対策を実施します。 なお、ライフライン施設の復旧に当たっては、防災関係機関、医療施設、福祉施設、避難施設などの施設を優先的に実施します。 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第3節 災害情報の受伝達 (略) 第2 災害時の広報 <u>総括・情報班、企画政策部、くらし安心部、消防部、京浜河川事務所、防災関係機関</u>	P135 第5章 災害時の応急対策活動 第3節 災害情報の受伝達 (略) 第2 災害時の広報 <u>総括・情報班、企画政策部、くらし安心部、消防部、京浜河川事務所、防災関係機関</u>

新	旧
(略) 2 広報手段 (略) (4) 避難所での<u>チラシ等</u>の配布又は壁新聞等の掲示 (略) 3 市が行う広報連絡系統図 (略)	(略) 2 広報手段 (略) (4) 避難所でのチラシ、<u>臨時広報紙</u>等の配布又は壁新聞等の掲示 (略) 3 市が行う広報連絡系統図 (略)
第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班 (略) 2 被害情報等の報告 (略) (3) (略) ア 略 イ 略 ウ 有線及び無線通信等が不通の場合は、県湘南地域県政総合センター（<u>湘南</u>現地災害対策本部）と連携を図り、情報伝達体制の確保に努めます。	第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班 (略) 2 被害情報等の報告 (略) (3) (略) ア 略 イ 略 ウ 有線及び無線通信等が不通の場合は、県湘南地域県政総合センター（<u>県</u>現地災害対策本部）と連携を図り、情報伝達体制の確保に努めます。

新	旧												
	(略)												
第5章 災害時の応急対策活動 第4節 避難対策 第1 避難対策 総括・情報班、避難所対策班、くらし安心部、茅ヶ崎警察署、 湘南海上保安署、自衛隊、横浜地方気象台、京浜河川事務所、神奈川県 (略) 2 避難情報の発令 (1) 略 (2) 略 (3) 避難情報の発令基準 (略) ■洪水：千の川（水位周知河川：県管理区間）の避難情報の発令基準 (略)	P 1 4 0 第5章 災害時の応急対策活動 第4節 避難対策 第1 避難対策 総括・情報班、避難所対策班、くらし安心部、茅ヶ崎警察署、 湘南海上保安署、自衛隊、横浜地方気象台、京浜河川事務所、神奈川県 (略) 2 避難情報の発令 (1) 略 (2) 略 (3) 避難情報の発令基準 (略) ■洪水：千の川（水位周知河川：県管理区間）の避難情報の発令基準 (略)												
<table border="1"> <tr> <td>高齢者等避難</td><td> 1：千の川（県管理区間）の<u>富士見橋</u>水位観測所の水位が避難判断水位である<u>3. 5 0 m</u>に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の<u>富士見橋</u>水位観測所の水位が水防団待機水位<u>2. 6 0 m</u>を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①<u>富士見橋</u>上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (略) </td></tr> <tr> <td>避難指示</td><td> 1：千の川（県管理区間）の<u>富士見橋</u>水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である<u>3. 8 0 m</u>に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の<u>富士見橋</u>水位観測所の水位が避難判断水位<u>3. 5 0 m</u>を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略) </td></tr> <tr> <td>緊急安全確保</td><td> 1：千の川（県管理区間）の<u>富士見橋</u>水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） </td></tr> </table>	高齢者等避難	1：千の川（県管理区間）の <u>富士見橋</u> 水位観測所の水位が避難判断水位である <u>3. 5 0 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の <u>富士見橋</u> 水位観測所の水位が水防団待機水位 <u>2. 6 0 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① <u>富士見橋</u> 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (略)	避難指示	1：千の川（県管理区間）の <u>富士見橋</u> 水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である <u>3. 8 0 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の <u>富士見橋</u> 水位観測所の水位が避難判断水位 <u>3. 5 0 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略)	緊急安全確保	1：千の川（県管理区間）の <u>富士見橋</u> 水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）	<table border="1"> <tr> <td>高齢者等避難</td><td> 1：千の川（県管理区間）の<u>梅田橋</u>水位観測所の水位が避難判断水位である<u>2. 2 0 m</u>に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の<u>梅田橋</u>水位観測所の水位が水防団待機水位<u>1. 2 0 m</u>を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①<u>梅田橋</u>上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (略) </td></tr> <tr> <td>避難指示</td><td> 1：千の川（県管理区間）の<u>梅田橋</u>水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である<u>2. 5 0 m</u>に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の<u>梅田橋</u>水位観測所の水位が避難判断水位<u>2. 2 0 m</u>を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略) </td></tr> <tr> <td>緊急安全確保</td><td> 1：千の川（県管理区間）の<u>梅田橋</u>水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） </td></tr> </table>	高齢者等避難	1：千の川（県管理区間）の <u>梅田橋</u> 水位観測所の水位が避難判断水位である <u>2. 2 0 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の <u>梅田橋</u> 水位観測所の水位が水防団待機水位 <u>1. 2 0 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① <u>梅田橋</u> 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (略)	避難指示	1：千の川（県管理区間）の <u>梅田橋</u> 水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である <u>2. 5 0 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の <u>梅田橋</u> 水位観測所の水位が避難判断水位 <u>2. 2 0 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略)	緊急安全確保	1：千の川（県管理区間）の <u>梅田橋</u> 水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）
高齢者等避難	1：千の川（県管理区間）の <u>富士見橋</u> 水位観測所の水位が避難判断水位である <u>3. 5 0 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の <u>富士見橋</u> 水位観測所の水位が水防団待機水位 <u>2. 6 0 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① <u>富士見橋</u> 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (略)												
避難指示	1：千の川（県管理区間）の <u>富士見橋</u> 水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である <u>3. 8 0 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の <u>富士見橋</u> 水位観測所の水位が避難判断水位 <u>3. 5 0 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略)												
緊急安全確保	1：千の川（県管理区間）の <u>富士見橋</u> 水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）												
高齢者等避難	1：千の川（県管理区間）の <u>梅田橋</u> 水位観測所の水位が避難判断水位である <u>2. 2 0 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の <u>梅田橋</u> 水位観測所の水位が水防団待機水位 <u>1. 2 0 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① <u>梅田橋</u> 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (略)												
避難指示	1：千の川（県管理区間）の <u>梅田橋</u> 水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である <u>2. 5 0 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の <u>梅田橋</u> 水位観測所の水位が避難判断水位 <u>2. 2 0 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略)												
緊急安全確保	1：千の川（県管理区間）の <u>梅田橋</u> 水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）												

新	旧
(略) 第3 避難所の開設・運営 総括・情報班、避難所対策班、保健所部、教育部、 配備職員、自主防災組織 (略) 2 避難所の運営 (略) (3) 避難所の状況報告 配備職員は自身が知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。 ア 定時報告 (ア) 略 (イ) 略 (ウ) 略 (エ) 略 (オ) 略 (カ) <u>在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者等</u>の状況 (略) (7) 感染症患者等への対応 インフルエンザ等の感染症が、避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。 市は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、<u>医療関係者の助言に基づき</u>感染症対策として必要な措置を講じます。 (8) 避難所におけるペット対応 市は、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の防止、被災者の心のケア、動物愛護の観点からペットの同行避難を推進します。ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理等、同行避難されたペットの飼養管理は飼い主が行うことを原則とし、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、避難所での飼養に必要な支援を行<u>うほか、避難所等におけるペットの受入状況を含む避難状況等の把握に努めます。</u>	(略) 第3 避難所の開設・運営 総括・情報班、避難所対策班、保健所部、教育部、 配備職員、自主防災組織 (略) 2 避難所の運営 (略) (3) 避難所の状況報告 配備職員は自身が知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。 ア 定時報告 (ア) 略 (イ) 略 (ウ) 略 (エ) 略 (オ) 略 (カ) <u>在宅避難者や</u>避難所外避難者<u>等</u>の状況 (略) (7) 感染症患者等への対応 インフルエンザ等の感染症が、避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。 市は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じます。 (8) 避難所におけるペット対応 市は、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の防止、被災者の心のケア、動物愛護の観点からペットの同行避難を推進します。ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理等、同行避難されたペットの飼養管理は飼い主が行うことを原則とし、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、避難所での飼養に必要な支援を行います。 (略)

新	旧
(略) (略) 第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 避難所対策班、要配慮者対策班、文化スポーツ部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署 (略) 2 避難所における要配慮者に対する支援 (1) 略 (2) 略 (3) 市は、災害発生時に、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における災害時要配慮者の生活機能の低下の防止や安定的な日常生活への移行等の必要な支援を行うことができるよう、適宜、県に対してDWA T (Disaster Welfare Assistance Team: 災害派遣福祉チーム) の派遣を要請するなどの措置を実施します。なお、DWA Tの<u>主な</u>活動については次のとおりです。 ア 要配慮者のスクリーニング及び福祉避難所等への<u>誘導</u> イ 要配慮者の心身の状態の把握や日常生活上<u>の</u>支援 ウ 一般避難所等内の環境整備 エ 神奈川DWA T本部等<u>と</u>の連絡調整 (略) 第8 在宅避難者<u>や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者への対応 避難所対策班、保健所部 1 在宅避難者<u>や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者の把握・支援 市は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者や車中泊<u>避難者等の</u>避難所外避難者<u>等の</u>避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めるとともに、飲料水、食料及び生活必需物資等の配布並びに情報等の提供が行えるよう、必要な支援を実施します。 (略)	(略) 第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 避難所対策班、要配慮者対策班、文化スポーツ部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署 (略) 2 避難所における要配慮者に対する支援 (1) 略 (2) 略 (3) 市は、災害発生時に、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における災害時要配慮者の生活機能の低下の防止や安定的な日常生活への移行等の必要な支援を行うことができるよう、適宜、県に対してDWA T (Disaster Welfare Assistance Team: 災害派遣福祉チーム) の派遣を要請するなどの措置を実施します。なお、DWA Tの活動については次のとおりです。 ア 要配慮者のスクリーニング及び福祉避難所等への<u>移送検討</u> イ 要配慮者の心身の状態の把握や日常生活上<u>での</u>支援 ウ 一般避難所等内の環境整備 エ 神奈川DWA T本部等<u>へ</u>の連絡調整 (略) 第8 在宅避難者、避難所外避難者への対応 避難所対策班、保健所部 1 在宅避難者及び避難所外避難者の把握・支援 市は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者や車中泊<u>等の避難所外避難者（以下「避難所外避難者等」という。）</u>の避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めるとともに、飲料水、食料及び生活必需物資等の配布並びに情報等の提供が行えるよう、必要な支援を実施します。 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第6節 医療救護・保健活動 (略)	P 1 5 6 第5章 災害時の応急対策活動 第6節 医療救護・保健活動 (略)

新	旧
第1 市立病院の活動 市立病院部 (略) 1 医療救護活動 (1) 略 (2) 市立病院は、備蓄医薬品、医療資機材等を活用し、<u>都道府県医療救護班</u>と連携し、地域における医療救護活動に努めます。 (略) 第3 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の活動 保健所部 (略) (1) 略 (2) <u>県保健医療調整本部に対し、必要となる保健医療活動チームのうち都道府県医療救護班、JMAT、日本赤十字社救護班及び薬剤師チーム（以下、「都道府県医療救護班等」という。）の派遣、医薬品の確保、血液製剤の供給等に関する要請を行うこと</u> (3) <u>保健医療活動チームの受入れ・派遣調整（配置する医療救護施設等の基本的な優先順位等）、傷病者の搬送調整等に関すること</u> (4) 略 (略) 第4 医療救護活動 救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、市保健師（保健師班）、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部 (略) 1 医療救護活動体制 (略) <u>なお、市のみでは医療救護活動の実施が困難であると茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議が判断したときは、県保健医療調整本部に対し、都道府県医療救護班等の派遣要請を行います。</u> 市は、大規模災害が発生した場合、<u>必要に応じて医療救護班を編成し、医療救護所へ派遣します。</u> (略) 2 医療救護活動の方針	第1 市立病院の活動 市立病院部 (略) 1 医療救護活動 (1) 略 (2) 市立病院は、備蓄医薬品、医療資機材等を活用し、<u>医療救護班</u>と連携し、地域における医療救護活動に努めます。 (略) 第3 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の活動 保健所部 (略) (1) 略 (2) <u>保健医療活動チーム（医療救護班及び薬剤師チーム）の受入れ・派遣調整（配置する医療救護施設等の基本的な優先順位等）、傷病者の搬送調整等に関すること</u> (3) <u>県保健医療調整本部に対し、必要となる保健医療活動チーム（医療救護班及び薬剤師チーム）の派遣、医薬品等の確保、血液製剤の供給等に関する要請を行うこと</u> (4) 略 (略) 第4 医療救護活動 救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、<u>市保健師（保健師班）</u>、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部 (略) 1 医療救護活動体制 (略) <u>また、市のみでは医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、県知事に対し、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、保健医療活動チームの派遣要請を行います。</u> 市は、大規模災害が発生した場合、<u>医療救護班を必要に応じて編成し、医療救護所へ派遣します。</u> <u>医療救護班は、保健医療対策班の指揮のもと、医療救護活動を実施します。</u> (略) 2 医療救護活動の方針

新	旧
(1) 略 (2) 応急医療後の対処 <u>市は、医療機関の稼働状況や避難所における医療救護ニーズの状況に応じて、応急医療の規模の縮小又は中止を判断します。</u> (略) 3 医療救護所の開設 <u>市は、医療救護所の開設を決定したときは、速やかに医療救護所を開設し、傷病者の受入れを行います。</u> 4 医療救護所における活動 (1) <u>医療救護所における活動</u> <u>市は、医療関係団体、ボランティア等と連携し、医療救護所において、医療関係団体や広域応援部隊等の協力のもとでトリアージを実施し、中等症群以上の傷病者を後方医療機関へ搬送する手配を行うほか、軽症群の傷病者への処置を行います。</u> (2) 医療関係団体の活動 医療関係団体は、市から協力要請を受け、その必要を認めたときは、<u>保健所部</u>に要員を派遣し、医療救護活動を実施します。 (略) 6 後方医療機関等への搬送及び収容対応 <u>市は、医療救護を受けた者又は助産が必要な者のうち、後方医療機関等に収容する必要がある者を搬送する手配をします。</u> (1) 略 (2) 妊産婦等の搬送 <u>市は、助産への対応要請があった場合は、妊産婦や新生児の状況に応じて、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、市内の受入れ可能な助産施設や中核病院である市立病院、基幹病院である東海大学医学部附属病院に搬送する手配をします。</u> (略) 第5 DMATとの連携 <u>保健医療対策班、消防部、保健所部、市立病院部</u> (略)	(1) 略 (2) 応急医療後の対処 <u>応急医療は、医療機関の稼働状況や避難所における医療救護ニーズの状況に応じて、規模の縮小又は中止をするものとします。</u> (略) 3 医療救護所の開設 <u>医療救護班は、医療救護所の開設指示があった時は、指示のあった開設予定場所に向かい、準備を行います。準備が整った時は、保健所部を通じて保健医療対策班に報告し、報告を受けた保健医療対策班は、広報依頼等の必要な措置を講じます。</u> 4 医療救護所における活動 (1) <u>医療救護班の活動</u> <u>医療救護班は、医療関係団体、ボランティア等と連携し、医療救護所において、迅速かつ的確な医療救護活動を実施するとともに、医療関係団体や広域応援部隊等の協力のもと、後方医療機関への重症病者の搬送、医薬品等の調達を実施します。</u> (2) 医療関係団体の活動 医療関係団体は、市から協力要請を受け、その必要を認めたときは、<u>医療救護班</u>に要員を派遣し、医療救護活動を実施します。 (略) 6 後方医療機関等への搬送及び収容対応 <u>医療救護班は、医療救護を受けた者又は助産が必要な者のうち、収容する必要がある者を後方医療機関に搬送する手配をします。</u> (1) 略 (2) 妊産婦等の搬送 <u>医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、妊産婦や新生児の状況に応じて、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、市内の受入れ可能な助産施設や中核病院である市立病院、基幹病院である東海大学医学部附属病院に搬送する手配をします。</u> (略) 第5 DMATとの連携 <u>保健医療対策班、消防部、保健所部、市立病院部</u> (略)

新	旧
第6 DPATとの連携 保健所部 (略) 第7 DHEATの活動 保健所部 (略) 第8 DICTとの連携 保健所部 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じて、避難施設等における感染制御活動を支援する、災害時感染制御支援チーム（DICT：Disaster Infection Control Team）の派遣を迅速に要請します。 第9 災害支援ナースの活動 保健所部 災害支援ナースは、急性期から亜急性期の看護ニーズが高まる期間において、被災住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、現地看護職員等への支援活動を行います。 1 災害支援ナースの活動 (1) 災害支援看護業務 ア 被災地の医療機関等に派遣されて実施する看護業務 イ 救護所での診療及び避難所での巡回診療 ウ 避難所の環境整備及び公衆衛生 エ 被災者の心のケア 第10 保健師による災害時の活動 保健所部 (略)	第6 DPATとの連携 保健医療対策班、市保健師（保健師班） (略) 第7 DHEATの活動 保健医療対策班、市保健師（保健師班） (略) 第8 新設 第9 新設 第8 保健師による災害時の活動 市保健師（保健師班） (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動 (略) 第1 保健衛生・防疫活動 保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、環境部、保健所部、市保健師（保健師班） 1 保健衛生 (1) 略 (2) 略 (3) 衛生管理	P164 第5章 災害時の応急対策活動 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動 (略) 第1 保健衛生・防疫活動 保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、保健所部、市保健師（保健師班） 1 保健衛生 (1) 略 (2) 略 (3) 衛生管理

新	旧
ア 略 イ 略 ウ トイレ等の衛生確保 市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて<u>仮設トイレ等</u>を早期に設置するとともに、<u>トイレカー等の設置に配慮するよう努めます。</u> <u>また、</u>衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じます。 (略) 2 防疫対策 (略) (1) 防疫活動 市は、被災地域における次の防疫活動を行います。なお、必要に応じ民間委託業者等に依頼します。 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 被災地域の状況により家庭ごみ等の集積場所及び<u>仮設トイレ等</u>の消毒 オ 略 (略)	ア 略 イ 略 ウ トイレ等の衛生確保 市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて<u>仮設トイレ</u>を早期に設置するとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じます。 (略) 2 防疫対策 (略) (1) 防疫活動 市は、被災地域における次の防疫活動を行います。なお、必要に応じ民間委託業者等に依頼します。 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 被災地域の状況により家庭ごみ等の集積場所及び<u>仮設トイレ</u>の消毒 オ 略 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 (略) 第7 緊急通行車両の取扱い 経営総務部、各部 (略) 2 緊急通行車両の追加交付申請 (略) (1) 緊急通行車両の種類 緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務	P176 第5章 災害時の応急対策活動 第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 (略) 第7 緊急通行車両の取扱い 経営総務部、各部 (略) 2 緊急通行車両の追加交付申請 (略) (1) 緊急通行車両の種類 緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務

新	旧																						
に必要な車両とします。 ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示 イ 消防、水防その他の応急措置 ウ 被災者の救難、救助その他の保護 <u>エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育</u> <u>オ 施設及び設備の応急復旧</u> <u>カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生</u> <u>キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持</u> <u>ク 緊急輸送の確保</u> <u>ケ 災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置</u> (略) 第 8 ヘリコプターによる緊急輸送手段の確保 総括・情報班 市は、あらかじめ指定した「ヘリコプターの臨時離着陸場」の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関への周知徹底を図ります。 また、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び緊急物資の輸送に際し、<u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、</u>陸上自衛隊等防災関係機関によるヘリコプター輸送を県<u>へ積極的に</u>要請し、緊急時の輸送手段の確保に努めます。	に必要な車両とします。 ア 警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示 イ 消防、水防その他の応急措置 ウ 被災者の救難、救助その他の保護 <u>エ 施設及び設備の応急復旧</u> <u>オ 清掃、防疫その他の保健衛生</u> <u>カ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持</u> <u>キ 緊急輸送の確保</u> <u>ク 応急教育の実施</u> <u>ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置</u> (略) 第 8 ヘリコプターによる緊急輸送手段の確保 総括・情報班 市は、あらかじめ指定した「ヘリコプターの臨時離着陸場」の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関への周知徹底を図ります。 また、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び緊急物資の輸送に際し、<u>特に緊急を要する場合は、</u>陸上自衛隊等防災関係機関によるヘリコプターによる輸送を県に要請し、緊急時の輸送手段の確保に努めます。																						
第 5 章 災害時の応急対策活動 第 1 5 節 広域応援・受援活動 第 5 自衛隊の受入れ 総括・情報班 (略) 3 自衛隊の連絡先 <table><tr><th>区分</th><th>連絡先（窓口）</th><th>所在地</th><th>県防災行政通信網番号</th></tr><tr><td rowspan="2">陸上自衛隊</td><td>第 4 施設群本部第 3 科</td><td>相模原市南区新戸 2958 046(253)7670 内線 <u>2230</u></td><td>2812、2813、3802、4814</td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号	陸上自衛隊	第 4 施設群本部第 3 科	相模原市南区新戸 2958 046(253)7670 内線 <u>2230</u>	2812、2813、3802、4814	<u>(削除)</u>			P 1 8 8 第 5 章 災害時の応急対策活動 第 1 5 節 広域応援・受援活動 第 5 自衛隊の受入れ 総括・情報班 (略) 3 自衛隊の連絡先 <table><tr><th>区分</th><th>連絡先（窓口）</th><th>所在地</th><th>県防災行政通信網番号</th></tr><tr><td rowspan="2">陸上自衛隊</td><td>第 4 施設群本部第 3 科</td><td>相模原市南区新戸 2958 046(253)7670 内線 <u>2650</u></td><td>2812、2813、3802、4814</td></tr><tr><td><u>東部方面混成団本部 第 3 科</u></td><td><u>横須賀市御幸浜 1-1 046(856)1291 内 線 448</u></td><td><u>2809、3800、4810</u></td></tr></table>	区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号	陸上自衛隊	第 4 施設群本部第 3 科	相模原市南区新戸 2958 046(253)7670 内線 <u>2650</u>	2812、2813、3802、4814	<u>東部方面混成団本部 第 3 科</u>	<u>横須賀市御幸浜 1-1 046(856)1291 内 線 448</u>	<u>2809、3800、4810</u>
区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号																				
陸上自衛隊	第 4 施設群本部第 3 科	相模原市南区新戸 2958 046(253)7670 内線 <u>2230</u>	2812、2813、3802、4814																				
	<u>(削除)</u>																						
区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号																				
陸上自衛隊	第 4 施設群本部第 3 科	相模原市南区新戸 2958 046(253)7670 内線 <u>2650</u>	2812、2813、3802、4814																				
	<u>東部方面混成団本部 第 3 科</u>	<u>横須賀市御幸浜 1-1 046(856)1291 内 線 448</u>	<u>2809、3800、4810</u>																				

新	旧																											
第5章 災害時の応急対策活動 第16節 ボランティア活動 (略) 第1 災害ボランティアセンターの開設 総括・情報班、監査部、市社会福祉協議会 大規模な災害発生時に応急対策活動を実施するにあたり、市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受入れ等の事務を行う災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア(一般ボランティア及び専門ボランティア)の受入れを行います。 ※災害ボランティアセンターでの専門ボランティアの受入れは、専門機関に属さない資格・技能等を持つ個人を対象とする。各種専門機関への専門ボランティア派遣要請は、第3で示すとおりとする。 ※専門ボランティアの一例(医師・看護師・救命士・介護福祉士・ヘルパー・調理師・建築士など) (略)	P188 第5章 災害時の応急対策活動 第16節 ボランティア活動 (略) 第1 災害ボランティアセンターの開設 総括・情報班、監査部、市社会福祉協議会 大規模な災害発生時に応急対策活動を実施するにあたり、市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受入れ等の事務を行う災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア(一般ボランティア及び専門ボランティア)の受入れを行います。 ※災害ボランティアセンターでの専門ボランティア受入れは、専門機関に属さない個人を対象とする。各種専門機関への専門ボランティア派遣要請は、第3で示すとおりとする。 ※専門ボランティア(保健師・看護師・准看護師・介護職・ケアマネジャーなど) (略)																											
第6章 復旧・復興対策 第2節 被災状況の調査 (略) 第2 罹災証明書等の交付 市民部、消防部 (略) 2 被害の判定基準 (略) (1) 地震・水害・風害の場合 <table><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"> 住家全壊(全焼・全流) </td><td colspan="3"> 住家半壊(半焼) </td><td rowspan="2">準半壊</td><td rowspan="2">一部損壊</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>中規模半壊</td><td>半壊</td></tr></table>		住家全壊(全焼・全流)	住家半壊(半焼)			準半壊	一部損壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	P201 第6章 復旧・復興対策 第2節 被災状況の調査 (略) 第2 罹災証明書等の交付 市民部、消防部 (略) 2 被害の判定基準 (略) (1) 地震・水害・風害の場合 <table><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"> 全壊 </td><td colspan="3"> 半壊 </td><td rowspan="2">準半壊</td><td rowspan="2">一部損壊</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>中規模半壊</td><td>半壊</td></tr><tr><td>①損壊基準判定 住家の損壊、流失した部分</td><td>70 %以上</td><td>50%以上</td><td>30%以上</td><td>20 %以上</td><td>10 %以上</td><td>10 %未満</td></tr></table>		全壊	半壊			準半壊	一部損壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	①損壊基準判定 住家の損壊、流失した部分	70 %以上	50%以上	30%以上	20 %以上	10 %以上	10 %未満
			住家全壊(全焼・全流)	住家半壊(半焼)				準半壊	一部損壊																			
	大規模半壊	中規模半壊		半壊																								
	全壊	半壊			準半壊	一部損壊																						
		大規模半壊	中規模半壊	半壊																								
①損壊基準判定 住家の損壊、流失した部分	70 %以上	50%以上	30%以上	20 %以上	10 %以上	10 %未満																						

新							旧						
	<u>出)</u>						の床面積の延べ床面積に占める損壊割合		70%未満	50%未満	30 %未満	20 %未満	
①損壊基準判定 住家の損壊、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70 %以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20 %以上 30 %未満	10 %以上 20 %未満	10 %未満	②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50 %以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満			
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50 %以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満				(略)						
5 罹災証明書の交付に関する広報 罹災証明書の交付は、 <u>チラシ配布</u> 、避難所の掲示板、報道機関等を通じ、被災者に周知徹底します。							5 罹災証明書の交付に関する広報 罹災証明書の交付は、 <u>臨時広報紙</u> 、避難所の掲示板、報道機関等を通じ、被災者に周知徹底します。						
第6章 復旧・復興対策 第3節 生活再建支援対策 第4 生活再建支援策 <u>各項目参照</u> 2 一般の生活再建支援策 (略) (4) 避難行動要支援者及び要配慮者を対象とした支援 <u>文化スポーツ部、福祉部、保健所部</u> (略)							P 2 0 5 第6章 復旧・復興対策 第3節 生活再建支援対策 第4 生活再建支援策 <u>各項目参照</u> 2 一般の生活再建支援策 (略) (4) 避難行動要支援者及び要配慮者を対象とした支援 <u>文化スポーツ部、福祉部、保健所部</u> (略)						

茅ヶ崎市地域防災計画 特殊災害対策計画 新旧対照表（修正素案）

新	旧
第2章 共通対策 第2節 災害情報受伝達体制の充実 第1 災害情報受伝達体制の充実 （略） 2 広報媒体 （1）略 （2）略 （3）略 （4）略 （5）略 （6）略 （7）必要により <u>チラシ等</u> を作成し、配布又は掲示の実施 （略）	P 2 3 6 第2章 共通対策 第2節 災害情報受伝達体制の充実 第1 災害情報受伝達体制の充実 （略） 2 広報媒体 （1）略 （2）略 （3）略 （4）略 （5）略 （6）略 （7）必要によりチラシ、<u>臨時広報紙等</u> を作成し、配布又は掲示の実施 （略）
第3章 火山災害対策 第1節 火山の概要 （略） 第2 富士山の概要 （略） 気象庁では、噴火警戒レベルは「1（活火山であることに留意）」として、監視・観測が行われていますが、<u>令和〇年〇月末日現在</u>、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。 （略）	P 2 4 0 第3章 火山災害対策 第1節 火山の概要 （略） 第2 富士山の概要 （略） 気象庁では、噴火警戒レベルは「1（活火山であることに留意）」として、監視・観測が行われていますが、<u>平成29年8月末日現在</u>、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。 （略）
第3章 火山災害対策 第2節 火山情報の伝達体制等 （略） 第1 噴火警報等の発表 （略）	P 2 4 2 第3章 火山災害対策 第2節 火山情報の伝達体制等 （略） 第1 噴火警報等の発表 （略）

新	旧
第6 防災知識の普及・啓発 (略) 2 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 <u>保育園、幼稚園、学校等</u>は、火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努めます。	第6 防災知識の普及・啓発 (略) 2 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 <u>学校等</u>は、火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努めます。
第3章 火山災害対策 第4節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)	P 2 4 7 第3章 火山災害対策 第4節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)
第4章 海上災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、大規模な海上災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)	P 2 5 4 第4章 海上災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、大規模な海上災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)
第5章 航空災害対策 第2節 災害時の応急対策活動	P 2 6 1 第5章 航空災害対策 第2節 災害時の応急対策活動

新	旧
(略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、大規模な航空災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)	(略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、大規模な航空災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)
第6章 鉄道災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、大規模な鉄道災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)	P267 第6章 鉄道災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、大規模な鉄道災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)
第7章 道路災害対策 第1節 予防対策 (略) 第1 道路の安全確保 (略) 2 道路施設等の整備 (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。 (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ります。	P271 第7章 道路災害対策 第1節 予防対策 (略) 第1 道路の安全確保 (略) 2 道路施設等の整備 (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。 (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ります。

新	旧
<u>(3)</u> 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。 (略) 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、大規模な道路災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条<u>の2第1項</u>に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)	道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。 (略) 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、大規模な道路災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条<u>第1項</u>に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)
第8章 放射性物質災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、放射性物質による災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条<u>の2第1項</u>に基づき、市災害対策本部を設置します。 (略)	P280 第8章 放射性物質災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、放射性物質による災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条<u>第1項</u>に基づき、市災害対策本部を設置します。 (略)
第9章 危険物等災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置	P287 第9章 危険物等災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置

新	旧																														
市長は、危険物等災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条<u>の2第1項</u>に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)	市長は、危険物等災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条<u>第1項</u>に基づき、災害対策本部を設置します。 (略)																														
第10章 大規模火災対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、大規模火災が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条<u>の2第1項</u>に基づき、市災害対策本部を設置します。 (略)	P293 第10章 大規模火災対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 2 災害対策本部の設置 市長は、大規模火災が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条<u>第1項</u>に基づき、市災害対策本部を設置します。 (略)																														
第11章 竜巻等突風災害対策 第1節 竜巻の概要 (略) 第1 竜巻の概要 竜巻の発生件数は、年間<u>約20件</u>であり、死者が発生した竜巻被害は平成に入り<u>8</u>回になります。 ＜主な突風被害＞ <table><tr><th></th><th>年月日</th><th>被害地</th><th>人的被害</th><th>住家被害</th><th>藤田スケール</th></tr><tr><td><u>13</u></td><td><u>平成29年8月7日</u></td><td><u>愛知県豊橋市</u></td><td><u>死者0名</u> <u>負傷者3名</u></td><td><u>全壊3棟</u> <u>半壊6棟</u></td><td><u>F2</u></td></tr><tr><td><u>14</u></td><td><u>令和元年10月12日</u></td><td><u>千葉県市原市</u></td><td><u>死者1名</u> <u>負傷者9名</u></td><td><u>全壊12棟</u> <u>半壊23棟</u></td><td><u>F2</u></td></tr><tr><td><u>15</u></td><td><u>令和元年12月2日</u></td><td><u>神奈川県横浜市</u></td><td><u>死者0名</u> <u>負傷者1名</u></td><td><u>全壊0棟</u> <u>半壊0棟</u></td><td><u>F0</u></td></tr><tr><td><u>16</u></td><td><u>令和2年4月18日</u></td><td><u>神奈川県中郡大磯町</u></td><td><u>死者0名</u> <u>負傷者0名</u></td><td><u>全壊0棟</u> <u>半壊2棟</u></td><td><u>F0</u></td></tr></table>		年月日	被害地	人的被害	住家被害	藤田スケール	<u>13</u>	<u>平成29年8月7日</u>	<u>愛知県豊橋市</u>	<u>死者0名</u> <u>負傷者3名</u>	<u>全壊3棟</u> <u>半壊6棟</u>	<u>F2</u>	<u>14</u>	<u>令和元年10月12日</u>	<u>千葉県市原市</u>	<u>死者1名</u> <u>負傷者9名</u>	<u>全壊12棟</u> <u>半壊23棟</u>	<u>F2</u>	<u>15</u>	<u>令和元年12月2日</u>	<u>神奈川県横浜市</u>	<u>死者0名</u> <u>負傷者1名</u>	<u>全壊0棟</u> <u>半壊0棟</u>	<u>F0</u>	<u>16</u>	<u>令和2年4月18日</u>	<u>神奈川県中郡大磯町</u>	<u>死者0名</u> <u>負傷者0名</u>	<u>全壊0棟</u> <u>半壊2棟</u>	<u>F0</u>	P297 第11章 竜巻等突風災害対策 第1節 竜巻の概要 (略) 第1 竜巻の概要 竜巻の発生件数は、年間<u>10数個から20数個</u>程度であり、死者が発生した竜巻被害は平成に入り7回になります。 ＜主な突風被害＞ <u>(表に追加)</u>
	年月日	被害地	人的被害	住家被害	藤田スケール																										
<u>13</u>	<u>平成29年8月7日</u>	<u>愛知県豊橋市</u>	<u>死者0名</u> <u>負傷者3名</u>	<u>全壊3棟</u> <u>半壊6棟</u>	<u>F2</u>																										
<u>14</u>	<u>令和元年10月12日</u>	<u>千葉県市原市</u>	<u>死者1名</u> <u>負傷者9名</u>	<u>全壊12棟</u> <u>半壊23棟</u>	<u>F2</u>																										
<u>15</u>	<u>令和元年12月2日</u>	<u>神奈川県横浜市</u>	<u>死者0名</u> <u>負傷者1名</u>	<u>全壊0棟</u> <u>半壊0棟</u>	<u>F0</u>																										
<u>16</u>	<u>令和2年4月18日</u>	<u>神奈川県中郡大磯町</u>	<u>死者0名</u> <u>負傷者0名</u>	<u>全壊0棟</u> <u>半壊2棟</u>	<u>F0</u>																										

新	旧
(出典：気象庁ホームページ) (略)	(出典：気象庁ホームページ) (略)
第 1 1 章 竜巻等突風災害対策 第 2 節 竜巻注意情報 (略) 第 2 竜巻注意情報の予測精度 竜巻注意情報では、竜巻の発生時刻や場所を特定した予測は困難です。 適中率は 5 % 程度（おおむね都道府県の範囲の予測のため市町村単位でみるとさらに低い。）捕捉率は <u>3 0 %</u> 程度、発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもある等、現段階での予測精度は低くなります。 第 3 竜巻注意情報の発表回数 竜巻注意情報の発表は、全国で<u>約 〇〇〇回</u>／年（<u>令和 6 年</u>実績、うち竜巻目撃による情報の発表は<u>〇回</u>）となっています。 （出典：気象庁ホームページ） (略) 第 4 段階的な気象情報の発表 (略) 【竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表】	P 2 9 9 第 1 1 章 竜巻等突風災害対策 第 2 節 竜巻注意情報 (略) 第 2 竜巻注意情報の予測精度 竜巻注意情報では、竜巻の発生時刻や場所を特定した予測は困難です。 適中率は 5 % 程度（おおむね都道府県の範囲の予測のため市町村単位でみるとさらに低い。）捕捉率は <u>2 0 % ～ 3 0 %</u> 程度、発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもある等、現段階での予測精度は低くなります。 第 3 竜巻注意情報の発表回数 竜巻注意情報の発表は、全国で<u>約 9 4 3 回</u>／年（<u>令和 2 年</u>実績、うち竜巻目撃による情報の発表は<u>3 回</u>）となっています。 （出典：気象庁ホームページ） (略) 第 4 段階的な気象情報の発表 (略) 【竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表】

新	旧
気象情報(随時) 前日や当日朝など この段階では 何も表示 されない 雷注意報 (数時間前) 電巻が今にも発生する (または発生している) 可能性がある 電巻注意情報 電巻発生確度ナウキャスト に着目 電巻発生確度ナウキャスト (常時10分毎) 各段階での基本的な対応 【半日から1日後に電巻等が発生する可能性がある】 ・ 行動計画の点検、危険回避行動などを検討する。 ・ 今後の気象情報(雷注意報など)に注意する。 【数時間以内に電巻等が発生する可能性がある】 ・ 安全対策に時間を要する場合は、もしものときの危険回避行動を確認する。 ・ 周辺の気象状況の変化や今後の気象情報(電巻発生確度ナウキャストなど)に注意する。 【電巻等が発生しやすい気象状況になっている】 ・ 発達した積乱雲が発生しており、積乱雲の近辺では電巻等が発生しやすい気象状況である。 ・ 電巻発生確度ナウキャストで、電巻等が発生する可能性がある地域を確認する。 ・ 安全確保に時間を要する場合には、1時間先までの予測も利用して早めの危険回避準備をする。 ・ 周囲の空の変化に注意し、積乱雲が近づく兆しがあれば、危険回避行動をとる。 (略)	気象情報(随時) 前日や当日朝など この段階では 何も表示 されない 雷注意報 (数時間前) 電巻が今にも発生する (または発生している) 可能性がある 電巻注意情報 電巻発生確度ナウキャスト に着目 電巻発生確度ナウキャスト (常時10分毎) 各段階での基本的な対応 【半日～1日後に電巻等が発生する可能性がある】 ・ 行動計画の点検、危険回避行動などを検討する。 ・ 今後の気象情報(雷注意報など)に注意する。 【数時間以内に電巻等が発生する可能性がある】 ・ 安全対策に時間を要する場合は、もしものときの危険回避行動を確認する。 ・ 周辺の気象状況の変化や今後の気象情報(電巻発生確度ナウキャストなど)に注意する。 【電巻等が発生しやすい気象状況になっている】 ・ 発達した積乱雲が発生しており、積乱雲の近辺では電巻等が発生しやすい気象状況である。 ・ 電巻発生確度ナウキャストで、電巻等が発生する可能性のある地域を確認する。 ・ 安全確保に時間を要する場合には、1時間先までの予測も利用して早めの危険回避準備をする。 ・ 周囲の空の変化に注意し、積乱雲が近づく兆しがあれば、危険回避行動をとる。 (略)